

大蔵委員会議録第三十六号

昭和二十七年三月十九日(水曜日)

午前十一時二十三分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 長規君 理事 佐久間 徹君

理事 小山 長規君 理事 佐久間 徹君

理事 浅香 忠雄君 理事 有田 二郎君

理事 川野 芳満君 理事 島村 一郎君

理事 高間 松吉君 理事 塚田 二郎君

理事 夏堀源三郎君 理事 三宅 則義君

理事 宮崎 靖君 理事 宮原幸三郎君

理事 高田 富之君 理事 久保田鶴松君

出席政府委員

大蔵事務官(主税局長) 平田敬一郎君

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(主税局長) 北島 武雄君

大蔵事務官(主税局長) 内田 常雄君

大蔵事務官(主税局長) 菅財局長

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

大蔵事務官(主税局長) 徳永 久次君

三月十八日

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合國財産及びドイツ財産關係命令の措置に關する法律案(内閣提出第八六号)

同日

石油関係関税の免税措置延期に關する請願(江花壽君紹介)(第一五二四号)

揮発油税軽減に關する請願外一件(小澤佐重喜君紹介)(第一五二五号)

旧陸軍共済組合員に年金交付に關する請願(中山マサ君紹介)(第一五二七号)

陶管、陶瓶及び粘土かわら焼成用工業塩の指定に關する請願(三宅則義君紹介)(第一五九四号)

公認會計士法の一部改正に關する請願(三宅則義君紹介)(第一五九五号)

医業に対する課税減免の請願(丸山直友君紹介)(第一五九六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)

国有財産特別措置法案(内閣提出第五九号)

租稅特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

資産再評價法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

通行稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

災害被害者に対する租稅の減免、徴収猶予等に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)

○小山委員長代理 これより會議を開きます。

關稅定率法等の一部を改正する法律案、国有財産特別措置法案、租稅特別措置法等の一部を改正する法律案、資産再評價法の一部を改正する法律案、通行稅法の一部を改正する法律案、及び災害被害者に対する租稅の減免、徴収猶予等に關する法律の一部を改正する法律案の六案を、一括議題として質疑を許します。宮崎靖君。

○宮崎委員 たいま議題となつております六法案のうち、順次お尋ねをして行きたいと思つております。

最初に關稅定率法の一部を改正する法律案について、二、三のお尋ねをいたします。今回御提案になりました同法の一部改正の趣旨につきましては、お尋ねの通りでございます。

特段取上げて指摘すべき点もないのでありますが、この改正点を除いた他の部分につきましては、いささか所見を異にするところがありますか、考え方の違つておるところがありますので、この点について当局のお考えをただしたいと思ひます。

まず第一番に染料の問題であります。染料は、暫定税率と申しますように、二〇%の税率を定めてありますが、この關稅率によつて外国産の優良染料の輸入がはばまれて、直接には国内の染色業者に幾多の不便と不利

を与えておる、こういう状況もあるようであります。また他面においては国内染料の優良生産を促進する。刺激的に促進するとも申しましようか、そういうことから産業の合理化をはばむということと、あわせ考えられておる次第であります。特に染色業者は、輸出綿布等を中心とする染色技術の改善によつて輸出の振興をはかりたい、こういうことに大いに苦心を払つておるのでありますが、この關稅率を二〇%等にしておきますことが、この方面から見ますと一つの矛盾といふことになりまして、どうも再検討を要する問題ではないかと考えられるが、この点について政府は今どういうお考えを持っておられるのか。御承知のように昨年現在の定率法を制定いたしました当初におきましては、政府原案は一五%でありましたが、それが二〇%になつておるのであります。これは參議院の修正であります。これは參議院の修正であります。これは參議院の修正であります。

○北島政府委員 たいまの宮崎先生の御質問に對してお答えを申し上げます。先ほどお話がございましたように、建築染料につきましては、昨年の政府提案の原案におきまして、暫定的に一五%でございましたのが、參議院において削除されました。定率法通りに二五%といふことになりました。そこで兩院審議會におかれまして、最後の決定が二〇%ということになつたのでございます。私ども、昨年制定いたしました法律を、次の年において改正いたします場合には、その当時の法律がどうあるべきでなかつた、すなわち間違つておつたとか、あるいはまたその後の大きな状況の変化があつたといふのでなければ、なかなか改正はできないのではないかと、第一点の昨年の国会の御決定が間違つておつたなどということ、私どもとても申し上げることはできないわけでありまして、その後の状況の変化はどうだといふ点を考えてみますと、輸出綿布のために建築染料を相当多く要するだらうといふことは、私も存じておるのであります。他面におきまして、生産の方も最近設備が拡張されて、来年度におきましては相當増産の見込みであります。で、彼此勘案いたしますと、全体としてはやはり昨年御決定あつた通りの状況と、そう違はないのではなからうか、これを直して一五%にするほどの状況の変化は、ないのではなからうかと考えるのであります。ことにまた、一五%に關稅をいたしました場合と二〇%にいたしました場合と、最終製品においてどの程度原価に轉じて来るかという点も、計算いたしてみたいわけでありまして、濃染の場合におきまして大体一%程度、中くらいの普通の染めにおきまして〇・五%程度、薄染めにおきまして〇・二%程度原価に影響が来るといふように判定いたされます。その程度であれば、それが二〇

三月十九日

委員清水通平君辞任につき、その補欠として塚田二郎君が議長の名で委員に選任された。

第一類第六号

大蔵委員會議録第三十六号

昭和二十七年三月十九日

第一類第六号

大蔵委員會議録第三十六号

昭和二十七年三月十九日

第一類第六号

大蔵委員會議録第三十六号

%であるからといって、輸出に大きな影響を及ぼすということもなからうというふうな考えを、一応とりあえず前年国会で御決定になりました案通り、さらに一年間軽減しようという案を提出したわけでございます。

○官機委員 大蔵当局のお考えは、けだし適切だろうと私は思いますけれども、この種の建築染料という範囲に限界して考えますと、いわゆる染料の生産業者と染色業者との利害が、まったく相反しておるわけでありまして、そういう立場から考えますと、染色業者は強く一五%以下もしくは無税とまで言つて参つております。また染料製造業者というものは、現在の二〇%で、ただいま御説明のありましたように、濃いものでも〇・五%くらい、こういう御説明で、決して染色業には支障がないのだ、こういうことに考えられておるのでありますが、一方におきましては染色業者の主張にも、ここで一々述べる必要はありませんから略しますが、一つの根拠があるわけでありまして、そこでいろいろ考えてみますと、なるほどその後の状況の変化はあつたと申しましたが、どうも二〇%は強いじやないか。一たび大蔵省が考えました一五%という程度の方が適當ではないか。二五%といつて参議院で修正いたしましたその起りは、染料製造業の保護育成ということに、主張の重点があつたわけでありまして。

○小山委員長代理 退席、委員長着席

そこで両院協議会の結果、その中をとりまして二〇%になつたわけでありまして、状況の変化ということを抑せられますが、大体事情は昨年とかわつてお

らぬ。ことにものと強く申せば、大蔵省の所管ではないでありまして、もう少し外国染料に対する研究を積み重ねまして、染料製造業者の合理化の熱意を促進すべきだろう。事実安易に染料が国内に入つて来ることによつてのみ刺激される。かたゞ原料に対する価格の問題、あるいはこれにまつるところの物品税等々の問題、いろいろ関連がありますが、結果といたしましては、私どもは、状況の変化は、この一年間におきまして、まさに前年の大蔵省原案一五%が妥当であると信じておるのであります。北島部長は国会の決定に対して、承服するの用意があるという意味で、円満な御答弁のようでありまして、御真意はどうでありましようか。この点もしおさしつかえがあるならば、速記に残さないでつけようであります。大蔵省が昨年通り一五%が適當だと考えておるとまで強く申さなくとも、それに近いような御意思であるかどうか。私個人で聞いてもつけようでありますから、御答弁を願ひます。

○北島政府委員 ただいまのお話は、大蔵省としては一五%がいいのだと思つておるのじやなからうか、というお尋ねのようでありまして、もと／＼昨年閣議決定法を全面的に改正いたしました際に、建築染料の本表に載つておる税率を幾らにするかにつきまして、再三大蔵省で研究いたしました。道理を申し上げますと、建築染料は高級染料でありますから、本来ならば他の染料よりもやはり高い関税であつてしかるべきだということで、最初の案におきましては、ほかの染料が二五%

%であるのに対して、三〇%という案を事務当局としては用意しておつたのであります。その後建築染料につきましまして、研究しまして、やはりそれが輸出繊維物にも相当影響があるということ、三〇%の案をやめまして二五%にしたような次第でございます。昨年の閣議率審議会にかけました際も、大蔵省の案といたしましては、別に一五%にするという案ではなかつた。暫定的にでも一五%にするという案ではなかつたのでございまして、閣議率審議会におきまして十対十一という大接戦をやつた結果、暫定的に一五%にしたいといたしたいという御答申がございまして、大蔵省といたしましては閣議率審議会の御答申を尊重いたしまして、事務当局として暫定的に一五%の案を提出した次第でございます。

私どももいたしましては、建築染料の生産につきましては、これは法人税におきまして、重要物資の製造といつたしまして、新設並びに設備拡張の年から三年間免税いたしております。それからまた見返り資金でもつて、建築染料の設備を建設したような次第もありません。やはり国内的に考えて相当保護すべき産業であるといふふうに考えます。われ／＼の考えといたしましては、真意は一五%というよりも、やはり二〇%と申し上げた方がよろしいかと存じます。

○官機委員 それで事情はよくわかりました。次にはまた同様染料の問題であります。輸出繊維物の染色堅牢度の向上という問題が、染色業者の頭を悩ましておる。あるいは綿業関係者も多大の苦心を払つておるところでございまして、

て、ちやうど昨年の国会であります。第十国会かと思ひますが、同僚の奥村委員からこの点に言及せられております。これは当時の大蔵委員会の記録を拾つてみますと、まことに明瞭に述べられておる。同委員の主張を述べましたところは、染料のうちビグメント・カラー及びエキステンダーは外国の特許によるものであつて、特許実施権が与えられない限り、日本はその全部を輸入にまたなければならぬわけでありまして、従つてこれらの染料について関税を設けることは、日本の産業の事情に合わないもので、よろしく無税にすべきであるという意味が述べられております。これに對しまして平田主税局長の答弁は、速記録によりまして、次の通り、すなわち「私具体的にまだ深く研究いたしておりますので、若干点とあるいは追加してお答えするかもしれませんが、一応お答えしますと、お話のような場合におきましても、国内においてその特許権によらずして同種のものができるかできないか。あるいはまた同じでなくても、製造方法を若干違へまして、ほぼ同じものができるかどうか。できる可能性がある場合におきましては、これは必ずしもただちに関税を免除すべきだといふことにはならないかと思ひますが、しかしそういう可能性もなくなつて、外国からも入つて来ない、従つてそういう染料につきましては、もう使えなくなつて、その結果日本品の輸出に重大な影響がある、こういう場合におきまして関税政策をどうするかということ、やはり全体的に今私が申し上げましたようなことも検討しました上で、正しい結論を下すべきものではない

か、かように考えておる次第でございます」と答弁されております。それからすでに一箇年間たちました今日でありますので、主税局長の御答弁を願ひまでもなく、部長さんでつけようであります。この問題に対する研究あるいは具体的な検討も、すでに完了せられたことと思ひますが、これに對する御意見を承りたいのであります。

○北島政府委員 ビグメント・レジン、カラーにつきましては、目下特許権につきまして異議があるようでございます。戦前米国が日本に特許を申請して来たのであります。特許権は当時これを拒否されたようでありまして、戦後再びアメリカでもつて、ビグメント・レジン、カラーの特許権を申請して参りましたときに、特許庁では、いろいろの御関係もあつたかと思ひますが、これを受け付けて公告したわけでありまして、しかし日本商社といたしましては、これに對して異議を申し立てまして、目下係争中でございます。従いまして特許権が確定しておるということ、は、申し上げかねるのではないかと存じます。それからまたかりに特許権が確定いたしておりましたら、その実施権を許諾せられることももちろん考えられます。それから製造方法を多少異にすれば、特許権に触れないで同じような製品を製造することも、考えられるわけでありまして。ことにビグメント・レジン、カラーと申しますと、御承知の通り原料を合成樹脂によつて溶かした染料であります。原料はもろもろ日本においてできますし、合成樹脂も日本においてできます。とにも日本のできるわけでありまして、合成樹脂と原料さえあれば、それを組み合せ

ましてビグメント・レジ・カラー、またはこれに類似するような品物は、日本でもできるわけであります。私も関税率を扱っておる事務局といたしましては、これを無税にするということは考えておらないわけでございます。

○官庁委員 ビグメント・カラーにつきましては、特許権とまつわる関係はたゞいま御説明がありまして、それはその通りだと思ひます。しかし顔料と合成樹脂を配合いたします点におきまして、何らかの製造方法があるだろうという御見解であります。これは特許権侵害にならないという確定的なお見通しをお持ちになつておるかどうか。この点についての御研究はどうなつておりますか。

○北島政府委員 特許権の内容について、技術的に私共はこまかく存じておらないのであります。製造方法を異にするれば特許権に触れないで、やはり同じような品物ができるのではないかというのを聞いております。

○官庁委員 まあ部長も専門家でなし、私もしるうとでありますので、技術的なことをここで質疑いたしましたとしても、私共が質問したならば、さういふ御信念でありましたならば、さうに進めまして具体的に製造方法を、こうすればさういふ品物ができるというケリを、ひとつ求めていただくようにしていただきたいと思います。本日御答弁をいたしたことは思つておりません。さういふことには必死になつております。絹業関係者を、十分納得せしめる道がないのであります。さういふ方法があるにもかかわらずやらないのは、これは相かわら

ず大産業と申しますか、染料、ペルブ及びこれの類似品とも申しますか、それを製造する方々のいわゆる合理化のねらいに欠けておるといふ、決定的な問題になつて来るわけでありまして、きようは技術的なことはお尋ねしないことにいたします。

次に水銀の問題でひとつお尋ねしたいのであります。水銀は、大正十五年からできておりましたこの前廃止しました関税率法には、輸入は無税でございます。ところが昨年のいわゆる現行定率法におきましては、一〇%の課税を行うことになつたのであります。当時の国内の状況から行きますと、ストックもある、あるいは国内の生産の保護助成も今後して参らなければならぬという観点から、この一〇%にいたしましたことは、私は決して失当ではないと思ひます。正しいものだと思ひますが、最近の事情におきましては、国内のストックは順次減少して参りまして、しかも国内生産は現在では野村鋳業であります。この一社に大きな期待をかけておる以外に、その他のものはまことに微々たるものであります。従いまして昭和二十七年に於いて、各種産業の水銀需要量を推定して見ますと、大体船底塗料として六十トンくらい、水銀、苛性ソーダ用として百八トンくらいを初めとして、約三百七十二トンくらいが要求されておるのであります。これに對しまして国内の生産量は二十五、六年等の実績を基本といたしまして推定してみても、ようやく六十トンないし七十トンがせいぜいではなからうかと思はれる。こういう状況でありまして、

日本の産業ことに化学工業部門における水銀の需要充足のためには、水銀を輸入するといふことが不可欠の条件となつてゐるのである。この輸入を促進しなければならぬ。しかも御承知のように、国際価格は昨年もちよど今ごろこれを審議しておつたのであります。その当時より大分国際価格が上つております。こういう価格との関係を見合はしまして、この際水銀を無税にいたしまして、輸入を促進すべきものであると確信するのであります。大蔵省のお考えはどうでありますか。

○北島政府委員 水銀につきましては、昭和二十六年の生産が大体お話のよう六十トン程度でございますが、需要の方は約三百トン近くでございます。そう申しますと、相当多くの輸入があるのだといふことになるわけでございます。戦前、戦時中におきましては、日本におきまして相当生産をしておつたのであります。最高生産いたした年は昭和十九年でございまして、この年には二百四十五トンばかり掘つております。昭和二十七年におきましては、生産は前年の大体倍くらいになりまして、百二十トンと予想されております。これに對しまして輸入が大体百五十トンで、合せて二百七十トン程度の需要があるのではないかと申すのであります。ただいま申しましたように、日本といたしましてはこの水銀を掘ればやはりそれだけの生産がある。もしこの際水銀の輸入を無税にいたしますならば、その増産意欲は阻害されまして、増産に非常な支障があるのではなからうかと考えております。

○官庁委員 一応さういふ趣旨で昨年は一〇%の課税をすることにいたしましたのであります。その趣旨はきわめて明瞭であります。けれどもその状況がかわつて来た。特に年間三十万トンの割で五年間継続の増産をやつて、二百万トンの貨物船の確保というやうなことを考えておりますが、今後船底塗料等の需要といふものはますます増大して来る。しかし国内の生産量の増加といふものは、決してこれにマッチして行かないであらうといふことを、私は常識的でありまして、推定できるのであります。五百トンの需要になつて五百トンの国内生産がどこにあるか、かういふことになりますれば、具体的にはその専門家といへども、その説明を購置せざるを得ない状況にあると思ひます。さういふことで、外国産の水銀の価格が、日本の国内価格を下まわつてゐる時代ならば、もちろんお説の通り状況であらうと思ひますが、現在の状況におきましては、国際価格の方がはるかに高いのであります。別に一〇%くらいの保護関税を設けても、日本の水銀の生産を促進せしむる保護関税などという趣旨には、毛頭ならぬわけでありまして、そこでありまして、一方化学産業部におきましますところの需要をすみやかに充足いたしまして、この面におきまして化学産業部門の活躍を促進する、この方が国家の産業の見地から申しますと、妥当である。しかも長い間戦時中たゞ戦争に勝たうがために、生産を集中いたしましたときにできた二百五十トンくらいのもものは、平時産業におきましてこの目標にはなりたいのであります。旧関税率法が無税にしてあつた

ことに根拠がなしとするならば、私は一応反省もいたしますが、長い間水銀を無税にしておいていさかしまさしくかえなかつた。今度特別に水銀の保護育成もできない程度の税率を設けておくという理由は、見出し得ないのであります。この点について、もう一ぺんはつきりとお答えをいただきたいのであります。

○北島政府委員 水銀は昔は無税であつたのが昨年一〇%になつた、昔は無税であつたのだから、もう一ぺん考えられなかつたといふやうなお話のようでございます。昔無税でありました当時は生産もきわめて微々たるものでありまして、昭和九年あたりは六十トン、十年が五トンという程度でございました。しかるに昨年関税率を設定いたしました際におきましては、すでにその当時におきまして六十トン程度の生産が予想されておりましたし、なおかつ戦時中に掘れば、とにかく二百四十五トン程度のものは掘れたわけでございます。一方また需要の方は一番多く使われますが、お話をいたしましたと思いますが、苛性ソーダ及び塩化ビニールの製造に使うわけでございます。昨年あたり特に需要の多かつたのは、これらの設備増設のために、初度的に水銀が使用されたといふやうな関係がございまして、今後恒久的に相当多くの需要があるかと申しますと、やはり専門家あたりの意見では、需要としてはいまだ二百五十トン程度ではなからうかといふことでございます。さういふことと、国内におきまして相当生産もできます。これを無税にするのでは、国内の水銀の保護はできないのではなからうか、こう考えるわけであ

ります。

○官報委員 たいだいの御説明は、一〇%の関税がいゆる保護関税として、国内生産を育成する上に役立っており、近く糖給バランスもとれるであろうというその御見解は、私は大蔵省の御見解として承るのに決してやぶさかではありません。しかしながら需要が、化学工業部門におきまして二百五十トン程度だということにつきまして、承服したいのであります。なるほど補修用と新設用に使いましたものが、苛性ソーダ等におきましては相当あつたので、これは認めます。これは一時的需要であつたといつたとしても、その他の場面におきまして、ここで申すのはどうかと思ひますが、新特需というような方面で一つの需要が起きて参つたといつた場合には、これに対応するものはどうか。やはりもし原料の供給があるとするならば、コマシヤル・ベスで入つて来るものでありましよう。しかしながらその価格というものは、日本の国内価格よりも、現状におきまして安く入つて来るとは決して思えないのであります。そこでこれらの点を勘案いたしますと、ただいまのところでは、どうも残念ながら大蔵当局の御意見に、全部御賛同いたしかねる。特定な措置が必要ではないかと思ひますが、もうしばし検討いたしてみまして、この問題の処理を考へることになつて、本日はこの問題はこの程度にいたします。次に印刷用紙の問題でありますが、これは関税定率法を制定いたし、いやしくもハヴァナ協定、ガットに加入するような観念からつくりました定率法が、時と場合によりまして、かように

あつたりと直されるということは、私どもははなはだもつて心外にたえなかつたわけですが。本年の三月まで暫定的ながらこれをひとつやう、無税にしておこうという措置につきまして、実はいつも気の強い、相横暴だと言われている大蔵省としては、あまりにもつかつたのではないかと思ひます。そのくらいに私も思つております。しかし教科書用紙がなくなる、それが新聞紙にしろ寄せることになる、電気事情も悪い、通産省の方も、きようは局長さんにもお見えを願つておりますが、当時の局長さんではありませんので、当時の状況はどうか存じませんが、いずれにしても、巻取り新聞紙なり平版印刷紙と言ひますが、その生産数量などは、残念ながら報告されてないわけですが。そこではほんとうに幾らでやるのだ。これはもちろん統制でない産業でありますから、増産したり減産したりするので、目標とはずれることともやむを得ません。けれどもそういう見通しも当時とは相当違つておる。けれども何にしても足りないだらう。特に教科書用紙が足りない場合には、新聞用紙をその方にまわさなければならぬ。そうすると新聞用紙に困るから、しかもこれは暫定だ、三月までだけの措置だ、六千トンでありましたか、六千トンの新聞用紙を入れるだけの期間であるから、こういうことでお話もありまして、通商産業省当局にもこの点をただしまして、暫定的ならばやむを得ないから承知しよう、こういうことを申して、これは速記録をごらんくださいつても、忙しい大蔵委員会のことではありまけんけれども、急所だけは

確かに記録されております。三月三十一日までです。そのあとはやらないのだということを私は確認してある。それをまたどうして延ばさなければならぬ事情があるのか。この点につきまして、さしあたり大蔵当局、続いて通商産業省当局の方から、お答えをいたしたいと思ひます。

○北島政府委員 新聞用紙につきましては、最近相当増産態勢ができて参つておりますが、他面需要の方も、建ページの増加に伴ひまして、相当ふえておりますというのが状況でございます。まず数字的に申し上げますと、一月から三月までは推定で出ておりますが、昭和二十六年年度の新聞巻取紙の生産数量は、大体三億七千二百萬ポンドでございます。さらに新聞巻取紙に代用されるところのいわゆる代替紙の生産が、一億六百萬ポンドございまして、合せまして四億七千九百萬ポンドの生産が予想されております。但しこの中には汚損または破損等のために、約千八百萬ポンド程度のものが、実際に新聞用紙に使用されない見込みでございます。そこで、昭和二十六年年度におきまして、実際に新聞用紙に使用されるであろうと推定される紙は、四億六千六百萬ポンドでございます。これに對しまして来年度の新聞用紙の生産は、巻取紙におきまして三億八千萬ポンド程度、代替紙におきまして二億九百萬ポンド程度、合せまして五億七千九百萬ポンドでございますが、さらにただいま申しました千八百萬ポンド程度のものが他に使われる。これを差引きますと五億六千四百萬ポンドとなります。これは前年度に對しまして二割二分程度の生産増加となつておるわけでありま

が、他面消費の方は二十六年度が四億六千四百萬ポンド程度、二十七年度はこれが六億九千九百萬ポンド程度と見込まれております。もちろんこの中には新聞協会におきまして、今年の四月から朝刊四ページ、夕刊二ページとなつておりますのを、夕刊も四ページにしたいという希望もございまして。そういう希望もございまして、需要の方におきまして約三割四分の増加になつております。ちよつと余談になりますが、戦前一番新聞のページ数の多かつたときはどれくらいあつたか、ちよつと調べてみますと、これは東京の有力新聞であります。昭和十一年当時は朝刊十六ページ、夕刊八ページ、合せて二十四ページ、現在の朝刊四ページ、夕刊二ページといふのは、その当時の約二五%程度にしかすぎないわけでありまして。国民生活も終戦後非常に低下して参りましたのが、生活水準も逐次上つて参りましたし、また他の消費物資につきましては、非常に回復率が高いのに、新聞の建ページについては、まだ非常に劣つておるという状況でございます。そこで、これを朝刊四ページ、夕刊四ページにしたいという程度の希望は、これは新聞の公益的見地から考へても適當ではなからうか。一応こう考へておるわけでありまして。とにかく需要がただいま申しましたように三割四分程度で、従ひまして結局におきまして約九%程度のものが、国内生産では足りないといふことになるわけでありまして。一方、新聞用紙の価格はどのくらいかと申しますと、これは宮崎先生御存じで、いまさら私が申し上げるまでもないのでありますが、国内の新聞用紙は大体ポンド当り三十六円程度、代

替紙の方は約四十円程度であります。これに對しまして、先般輸入契約いたしました入つて来ましたが、ポンド当り四十七円七十銭、あるいはまた最近多少安くなつて四十四円程度のものもありまけんけれども、いずれにしても国内の新聞用紙の価格よりも、シフにおいてすでに相当高いという状況でございます。そういたしますれば、新聞の公益的見地にかんがみまして、これにまた一〇%程度の税金を課するのは、適當でないのではなからうかという見地から、さらに一年間免税措置を延長しようということになつたわけでございます。

○徳永政府委員 たいだいま税関部長からお答えいただきましたように、需給関係で若干足りませんということ、入りますものが国内の市価よりも高いであらうということが、さしあつたりの問題といつたしまして、一年間関税免税といふことを考へました理由でございます。その点は詳細に今数字的にも税関部長からお答えいただきました通りでございます。私どもも同じような考え方を持つておるわけでありまして。ただ私ども紙の生産を担当いたしております立場から、一言だけつけ加へさせていただきます。今回の一年間延長しました措置は、あくまで今述べられました特殊の事態に即応する措置として、考へたわけでございます。かりに今後輸入紙が国内の市価よりも安くなるということになりましたら、新聞紙の公共性もさることながら、製紙というものが日本において自給されるということも、また大きな意味を持つわけでございます。その際には最も近い国会に、われ／＼とし

ましては税の本則にもとずことを、お願いしたいというふうに考えておるわけでありませう。その点の事情、考え方というものを御了解いただきたいと思ひます。重ねて申し上げますれば、原則論としては製紙業に、ある高関税というものが要するところは十分認識しておりますが、さしあたって供給力が足りないのを、それを輸入する。そうしてその輸入するものの値段というものが、国内の価格よりも高いであらうと予想されますので、新聞紙の公共性にかんがみ、暫定的に免除するということが、この場のさしあたりの措置として、妥当ではなからうかというふうに考えておるわけでありませう。

○官報委員 一応お話を点はその通りだと私は思ひたいのでございませう。ところがこの問題は、前にお尋ねしました建築材料水銀とは異なりまして、われわれの方の考え方は高関税主義、一方ではその必要が今ない。むしろ公共性その他の理由から無税にしても紙が足りない。関税部長の言われるように、九割くらい新聞紙が足りないであらう。それは統計がいまいか悪いかというところは別といたしまして、日本の紙というのは皆さんも御承知の通り旧王子三社、今支社まで入れますと七社、合計十社、この生産能力が支配的であります。この関税の程度のかけ方というものが問題で、価格の操作はむしろ国内の新聞紙についてはできにくいのであります。この王子系各社の生産意欲、増産意欲あるいは減産ということによつて、市場価格が非常に左右されるものです。しかも昨年臨時国会におきまして、三月三十一日までひとつ課税を免除しようという暫定措置の

ときに、くれぐれも申し上げましたのは、これはあくまで暫定であります。実際に入るのか、こういうことを申したところが、必ず入るのだ。ところが入つて参りました紙はどうかという、寸法違いで輪転機にもかかりません。しかもこれは引取りが困難で保稅倉庫の中に入つておつて、不足すべき新聞紙を充足させるために輸入した効果を全然上げておりません。もし、かようなものを引取るために円資金の調達が必要で、現在たまつておるのは五億くらいであります。大新聞社は引取ることができませうが、今後引合いができたと思ひましたら、現在の段階において、円資金の調達等を思ひ合せますと、輸入するといふのはかけ声だけでありまして、実際の問題といたしましては、入つて来ないのじやないかということをおもひます。それにかかわらず、一応また日本の製紙工業の保護育成が必要だということでは、徳永局長も認められておる。そういう段階において、日本の価格より安い紙が入つて来れば、かかるのだ、保護するのだ、今は高いから、こういうのであります。今高いから、開紙の割当につきましても、IMC物資に指定せられまして、これはコマール・ベースで入つて来ることを期待しなければならぬ。グレー・マーケット・プライスで入つて来ることを考へてやるわけには行かない。先刻も申しましたように、ガットの協定に入ることを建前にいたしまして、通商航海条約ができた際に、相互最恵国待遇というものの基本になる、関税定率法のただ一つの端の事実におきまして、これが入るか入らないかわからないから、入つたときの用心とか、入る場合

にとかうようなこともあつて、かような定率をいじることには私は心外にたえない。これは日本の関税の行政を担当する大蔵省としても、おそれく満足ではなからうと思ひます。われわれ立法に参加いたします国会といたしましても、かような直し方に私どもは賛成できません。入るか入らないかわかりません。IMC割当物資として入るならば、コマール・ベースであることは明らかである。そうして日本の価格よりも非常に安いものでないこともわかつております。決してその価格が日本の価格を圧迫するといふような関係にはならない。むしろこれは課税いたしまして保護育成の精神を貫徹する。ややもすれば需要を満たさないと思われておりますところの国内製紙の増産あるいは合理化という面に力を注がすべきであります。現在の状態においてまた一年間ずるに課税をやめるといふようなことになりまして、現在逼迫いたしました資金需要の中に特に製紙は銀行の申合せによりまして、いわゆる自主規制の範囲におきまして、設備資金は融資しないということが原則になつております。自己資金の蓄積によつて設備を拡張し改良して参らなければならぬ段階におきまして、もし外国紙の輸入を容易ならしめるような措置をとるといたしまして、王子三社を初めといたしまして、その増産とか合理化の意欲は減退いたしません。いつに安んじて国内の文化財としての印刷紙の需給のバランスがとれるか、期待できなくなると思ひます。むしろかようなことは合理化をはばむものとしたしまして、断固課税の方向に進むべきものである。しかして徳永局

長も答へましたが、そういう時代になつたら、かけてもらふというならば、私は免税しなければならぬ時代が来たときに、最近の国会における審議において、これを免除する手配をした方がよるしい。私は残念ながら徳永局長の考え方は逆だと思ひます。かけることが本則であつて、かけてはどうしてもいかぬという場合におきましては、次の国会におきまして、これを暫定軽減する措置を講ずるといふことの考え方が妥当であります。とらないこととしておつて、とる必要があつたらかけるのだというに至りましては、私は通商産業省の考え方として残念ながらこれには賛成できません。そういう考え方にひとつなつていただきたい。この点につきましては、あるいは新聞協会というような強力な力もあつて、しかも増ページという問題につきましてしばしば論議せられますが、一体日本の現在の生活水準において、生計費の中に占める文化費といふものは何パーセントに当るか。都市は別といたしまして、田舎におきまして、夕刊や朝刊を増ページいたしまして、各戸にその新聞というものをみな購読するだけの余力を生計費の中に見出すことができませうか。むしろ広告取りとかなんとかいう名義でもつて、新聞が増ページされるだけでありまして、何らほんとうの文化生活の向上には役に立たない。増ページされれば、今まで二種類とつておりました新聞を一種類に詰めたければならない国民生活の実態であるといふことも知つていただきたいのであります。かような面において、いたずらに増ページすることのみにとらわれまして、その他製紙産業の保護、やが

て国際競争の中に出なければならぬ。アメリカとは二十年、北歐、スエーデンあたりとも八、九年遅れているといふ日本の製紙技術といふものを、せめて北歐ぐらいまでは進めなければならぬといふ現段階におきまして、これと矛盾する政策については残念ながら私どもはまづこうから賛成できません。そういう意味でかりに増ページをする、四月からやらなくても、八月になれば通産省で考えていますプランによりまして、明らかに国内紙によりまして新聞の四ページ増加ができるはずであります。八月になつてもできないというならまた考え方もあります。八月になれば一応増ページをするだけの増産が達成できるので、御言明をいただきたいと思います。

○徳永政府委員 ただいまお尋ねのありました明年度輸入されるか、されなにかというところでございますが、私も明年度の需給推算をいたします際に、昨年度の暮れから本年の初めにわたつて資料調査をやり、在外事務所の方に連絡いたしておるわけでありませうが、先ほどもちよつと税関部長からお答えがございましたように、八ページ建がすぐ実現されるかされないかという問題につきましては、いろいろ宮崎先生からお話ございましたように、むづかしい問題がございませう。国内の購買力の問題あるいは広告収入の問題等もあろうかと思ひますが、しかしともかく八ページ建といふものが過去の新聞紙の建ページに比べて、もう一割以上は多いといふことは一応言えるのじやなからうかと、われわれとしては考えたわけでございませう。そう

長も答へましたが、そういう時代になつたら、かけてもらふというならば、私は免税しなければならぬ時代が来たときに、最近の国会における審議において、これを免除する手配をした方がよるしい。私は残念ながら徳永局長の考え方は逆だと思ひます。かけることが本則であつて、かけてはどうしてもいかぬという場合におきましては、次の国会におきまして、これを暫定軽減する措置を講ずるといふことの考え方が妥当であります。とらないこととしておつて、とる必要があつたらかけるのだというに至りましては、私は通商産業省の考え方として残念ながらこれには賛成できません。そういう考え方にひとつなつていただきたい。この点につきましては、あるいは新聞協会というような強力な力もあつて、しかも増ページという問題につきましてしばしば論議せられますが、一体日本の現在の生活水準において、生計費の中に占める文化費といふものは何パーセントに当るか。都市は別といたしまして、田舎におきまして、夕刊や朝刊を増ページいたしまして、各戸にその新聞というものをみな購読するだけの余力を生計費の中に見出すことができませうか。むしろ広告取りとかなんとかいう名義でもつて、新聞が増ページされるだけでありまして、何らほんとうの文化生活の向上には役に立たない。増ページされれば、今まで二種類とつておりました新聞を一種類に詰めたければならない国民生活の実態であるといふことも知つていただきたいのであります。かような面において、いたずらに増ページすることのみにとらわれまして、その他製紙産業の保護、やが

長も答へましたが、そういう時代になつたら、かけてもらふというならば、私は免税しなければならぬ時代が来たときに、最近の国会における審議において、これを免除する手配をした方がよるしい。私は残念ながら徳永局長の考え方は逆だと思ひます。かけることが本則であつて、かけてはどうしてもいかぬという場合におきましては、次の国会におきまして、これを暫定軽減する措置を講ずるといふことの考え方が妥当であります。とらないこととしておつて、とる必要があつたらかけるのだというに至りましては、私は通商産業省の考え方として残念ながらこれには賛成できません。そういう考え方にひとつなつていただきたい。この点につきましては、あるいは新聞協会というような強力な力もあつて、しかも増ページという問題につきましてしばしば論議せられますが、一体日本の現在の生活水準において、生計費の中に占める文化費といふものは何パーセントに当るか。都市は別といたしまして、田舎におきまして、夕刊や朝刊を増ページいたしまして、各戸にその新聞というものをみな購読するだけの余力を生計費の中に見出すことができませうか。むしろ広告取りとかなんとかいう名義でもつて、新聞が増ページされるだけでありまして、何らほんとうの文化生活の向上には役に立たない。増ページされれば、今まで二種類とつておりました新聞を一種類に詰めたければならない国民生活の実態であるといふことも知つていただきたいのであります。かような面において、いたずらに増ページすることのみにとらわれまして、その他製紙産業の保護、やが

長も答へましたが、そういう時代になつたら、かけてもらふというならば、私は免税しなければならぬ時代が来たときに、最近の国会における審議において、これを免除する手配をした方がよるしい。私は残念ながら徳永局長の考え方は逆だと思ひます。かけることが本則であつて、かけてはどうしてもいかぬという場合におきましては、次の国会におきまして、これを暫定軽減する措置を講ずるといふことの考え方が妥当であります。とらないこととしておつて、とる必要があつたらかけるのだというに至りましては、私は通商産業省の考え方として残念ながらこれには賛成できません。そういう考え方にひとつなつていただきたい。この点につきましては、あるいは新聞協会というような強力な力もあつて、しかも増ページという問題につきましてしばしば論議せられますが、一体日本の現在の生活水準において、生計費の中に占める文化費といふものは何パーセントに当るか。都市は別といたしまして、田舎におきまして、夕刊や朝刊を増ページいたしまして、各戸にその新聞というものをみな購読するだけの余力を生計費の中に見出すことができませうか。むしろ広告取りとかなんとかいう名義でもつて、新聞が増ページされるだけでありまして、何らほんとうの文化生活の向上には役に立たない。増ページされれば、今まで二種類とつておりました新聞を一種類に詰めたければならない国民生活の実態であるといふことも知つていただきたいのであります。かような面において、いたずらに増ページすることのみにとらわれまして、その他製紙産業の保護、やが

いたしますと一まず各社が計画しておるプログラムに従つて、建ページの増加が行われるという想定に基づきまして需要をはじ出し、それと対応する供給がどうなるかというのを検討せざるを得ないわけでありまして。その検討の結果、年間といたしまして約二万三千トン程度のものが足りないという数字に相なりまして、その数字をI MCの方に割当をもらうべく懇請いたすことにいたしましたわけでありまして。I MCとしましてそれに対してまだ正式の討議が行われておる模様はございませんので、その日本側の要請がどの程度聞き入れられるかどうかということ、はまだはつきりいたしておりません。

それからもう一つお尋ねがありましてI MCの割当があつた場合に、日本向けの値段は幾らになるかということでございますが、I MCの割当につきましても、明年度以降の割当につきましても、供給者側の方から相手国の事情によりまして、相手国の紙の市価というものを参照して、売値をきめるといふような動きに転換しつつあるようでございます。それが私どもとしまして、この問題につきまして、I MCの割当をもらえば、ほかの物資の場合に比較的安全といえますか、その国のオフシヤルな建値で入つておる場合が多いわけでございますが、新聞紙の場合にそのような値段で入るということ、を期待できないではなからうかというふうに考えましたゆえんでございまして、そのような事情から高いものが入るかもしれないと考えておくべきではなからうかと考えたわけでありまして。お話のように製紙業者の立場といたし

ましては、今後の新聞用紙につきましても十分に自給を達成し、しこうしてその合理化も進め、値段も下るといふような努力というものはしなければならぬ大きな目標なり、当面しておる問題があるわけでございます。その点から製紙業者に不当な不安を与えないことは避くべきでありまして、今後業者の自給の達成というのを、われわれの眼目にいたしておるわけでありまして、今度の措置の経緯が先ほど来お答えしたような事情でございますので、その事態を十分に了解してもらえますならば、さしあたりの問題として心理的な影響が若干あるかとも思いますが、それも事態を認識してもらえれば、当然に解消すべき問題ではないかというふうに考えておりますし、私どもとして新聞紙製造業者の持つべきありましよう心理的な不安の解消には、今後大いに努めたいと考えておるわけでありまして。繰返して申し上げますけれども、あくまで暫定的な意味におきましてやりました措置でございますが、自治態勢の確立ということこそが、私ども産業官庁としての使命だといふふうに考えておるわけでありまして。その点につきましては業者の方にも不安のないように、われ／＼として十分の努力をしながら、業者の方の向への発展を期待しておる次第でございます。

○官報委員 時間の関係もありますから、午前中は大体終りたいと思ひますが、ちやうど話かけの結論だけ得ておきたい。八月になりますと国内生産が大体需給バランスがとれる見通しだということをお聞きしておりますが、この点の御確信と、それからI MCの割

当物資として印刷紙なり新聞紙が入つて参る、その価格が具体的に申せば、国内価格の三十六円に対して三十四円くらいで入つて来る、そういう場合に臨時措置であるから、今度はこの免税をとつて一〇％課税を生かす、これは国会の手続は別といたしまして、I MCの割当を受けております日本の立場といたしまして、さやうなことができればものとお考えになつておるのか、あるいはできないとお考えになつておるのか、その点はひとつ明らかにしていただきたい。I MCの割当物資の価格を相手方の需給価格とにらみ合せて来た、そういう事例はあるいは異例であるかもしれませんが、三十六円に対して三十四円ではどうしても一割かけてやらなければいけません、これが復活するなどという自由が許されるものか、また許されるというお見通しですやうにおられるか、この点の見通しを承りたい。

○徳永政府委員 今お尋ねが二つございました。八月ごろになつたなら建ページ八ページにした場合に、国内の生産がそれにミットするだけふえるというお尋ねでございます。ごく最近になりまして私も各生産者の増産予定というものを関係の業界からもらいまして、それを集計していろ／＼な検討を重ねておるわけでありまして。それによりまして、九月ごろになりますれば建ページ八ページのものでございましょう。一応の数字が出ております。ただ現実問題といたしまして、御案内の通り電力の事情もございまして、ちやうど渇水期に向う時期でもありますので、そこらの点も計算しなければならぬと思

います。またその生産予定というものが、価格の条件をどの程度見ておるかということも、まだ検討が残されておるわけでありまして。御承知のように紙の価格は、三十六円の標準紙に、他の代替紙が下り気味でございまして、そこらのところの影響もあらうかと思ひますので、一応各業者から出されております九月以降は建ページ八ページのものに支給できるという数字を、百パーセント計算に繰り込んでいかどうかについて、若干の疑問を持つておるということだけを申し上げたいと思ひます。

第二の問題でございますが、かりにI MCの割当がもらえて、その入りますものが三十四円くらいで入るといふ場合に、国内の三十六円より安くなるのだから関税をかけるということが、I MCの関係から許されるかどうかというお尋ねでございますが、I MCの手続は一応数量だけを割当てるわけでございます。まして、個別の割当が行われるといたしまして、入りますものは、向うの生産なり輸出業者とこちらの輸入業者との自由取引の形をとるわけでございます。その点で、それにつきまして、その値段がかりに三十四円になつたという場合に、日本の紙の生産の立場から関税を本則にもどしてもらうということをやりました場合におきまして、それがI MCの割当そのものに悪影響を及ぼすということにはならないといふふうに、私どもは考えておるわけでありまして。一応その不安はなしに、さういふ必要が起れば処置する、国会にも手続を進めるといふふうにして、この点が私どもの考えであります。

○官報委員 午前はまだあともう一点でございます。またその生産予定というものが、価格の条件をどの程度見ておるかということも、まだ検討が残されておるわけでありまして。御承知のように紙の価格は、三十六円の標準紙に、他の代替紙が下り気味でございまして、そこらのところの影響もあらうかと思ひますので、一応各業者から出されております九月以降は建ページ八ページのものに支給できるという数字を、百パーセント計算に繰り込んでいかどうかについて、若干の疑問を持つておるということだけを申し上げたいと思ひます。

○徳永政府委員 御承知のように一三月までは、この前の輸入が、昨年の電力制限の対応策として、日本としてはあつては置いたといふような状況でございまして、とにかく足らないおそれがあるから、買えるだけ買おうというふうな状況でございまして、その点で、AAのシステムで入つて来るわけでありまして。しかしこれは先ほどからお尋ねがございまして、AAの制度といふものは、無限大に入れるといふような仕組みになつておりますので、業界に必要以上の不安を与えるので、私どもも考えなければいけません。六月以降におきましては、先着順である限度にきたらストップするといふように、AAからはずして、その運用でやりたいと思つております。それによりまして、不当な生産者の不安といふものを除去する一助にしたいと思ひまして、その点は関係の通商局その他とは了解済みですが、さやうなことで進みたいと思ひます。

○官報委員 それでは関税税率法に關します質問は、あと必要があつた場合にやらせていただくことを保留いたしまして、私の質問は今日のところはこれでやめておきます。

○佐藤委員長 承知しました。高田富之君。

○高田(富)委員 管財局長にちよつとお伺ひしたいと思ひます。国有林の

お下げに關しまして、ごく簡単に要点だけをお伺いして、若干あいまいになつておる点を明確にしたいと思ひますから、ぜひひとつ明瞭簡潔な御答弁をお願いしたいと思います。

旧御料地、御料林等で、終戦後大蔵省管理の国有林としての扱いを受けるようになったものを、お下げしつゝおるという状況にあるわけでありまして、そのお下げにあたりまして、その方針にやや明確でないと思われる点があるために、實際お下げを受ける自治体等におきまして、いろいろの疑義が生じておるやに承つておるのであります。

と申しますのは、この国有林を借りておるのは地方自治体、市町村であります。その市町村におきましては、従前から特殊な規則及び条例等によりまして、分業施業者というものをきめて、これに一切實際上の管理をやらせるといふ又貸しのような契約の行われていた例が相当あると思ひます。そういう場合に、この分業施業者というものが、転賃を受けているこの権利を何らかの絶対不可侵的な一つの財産権のやうに考えまして、地方自治体の現在の状況等によつて、ある程度は正してお下げを受けるというやうないろいろの配慮がある場合にも、そういうふうなものに何ら干渉されないで、どこまでも一つの財産権である、これはどうしても侵害することの出来ない、お下げを受けるときには当然に法律上お下げを受ける権利者であるという解釈を、あるいは当委員会において、あるいは大蔵省当局において決定され、それを通牒その他の方法で指示されたといふことがあるのであります。常識的にいつてそういうことは考えられないと

思ひますけれども、念のためにその点をはつきりお伺いしておきたい。

○松永説明員 いただいた御質問の件は、群馬県あるいは栃木県でございまして、帝室林野局の国有林が大蔵省に引継がれたものについての御質問かと思ひます。この件につきましては、国と貸付契約を結んでございまして、地方公共団体になつております。分業権というものは私どもは尊重すべきものであると思つておりますが、中央からこれについていろいろの指示をしようという指示をしたことはございせん。処分につきましては、当初分権者に処分してくれという陳情が参つておりましたが、この場合国としてどちらに処分するかというところは、なか／＼むずかしい裁量の問題があると思ひます。当初は分権者に譲与するという話で進んでおつたやうに聞いておりますが、その後町が引受けておるから、町で一括買受けるというやうに話がかわつて、現在町で買取りという話に話が進んでおるやうに聞いております。しかしその通り契約したかどうかは、私の方はまだ正確に聞いておりません。

○高田(富)委員 突はそういう一般的なこととしてまずお伺いして、それから具体的なことと思ひましたが、ただいま申される通り群馬県の安田という町でありまして、この問題について町当局でも非常に困つてしまつておるやうな様子を見えておるのではありませんか。と申しますのは、町当局として買受けるという分業施業者といふものも尊重するといふ。これは一般的な考え方は常識的にいつて当然尊重するのであります。ただ特殊な町の、山林が非常に不足しているとかいふやうないろいろの状況。それから特別に分業施業者といふものがきめられたのは、ずっと古い話でありますので、いろいろの配分等において、自治体として思ひにくいところがある。特に他村の人がたくさん持つておるというやうなことがありまして、自治体の条例にも反しておるやうな事実が明らかになつて来たやうに思ひます。その間にいろいろの管理上の間違いがあつたり、あるいは不正があつたとかいふことで、善良な管理人として規定に従つた管理をやつていなかったのではないかといふやうな問題等もあつたので、自治体ではこの処分について相当長い間いろいろと各方面の意見を聞きながら事を運んで来たのであります。が、いろいろの利害関係者の意見の対立等も出て参りまして、処分の方法に苦しんでおつた。たゞ最近に至りまして、地元の管財局でありましたかどうかはつきりいたしません。が、これは絶対不可侵的な権利として大蔵委員会でも認められた。あるいは当局がそういうふうな決定をしたとかいふやうな、ちよつと考えられないデマのようなものが飛んでおるために、町長としてはもしそういうことが事実ならばこれは困つたものだといふやうになつておるやうに聞いておるわけなんです。ただいまのお話で非常につきりしましたが、そういうふうな指示等は出したことではない、それから町が一括して買受けるやうになつたといふやうに承知しておるやうなことであります。が、そういうふうになりますと、もう一つここでお伺いしておきたいことは、今まで借り受けておつたものを町が一括して買います場合に、その町が買つたものをさらに今までの分業施業者に売る。あるいは、その場合若干のもののについては、町議会の意見その他自治体の独自の判断によりまして、公正な、住民の多数が納得する方法で一部は正して、配分方法をきめてやるというやうなことが、現在問題になつておるわけですが、そういうふうな問題はすべて自治体の問題でありまして、自治体の責任者並びに自治体の住民の意思によつて、最も自治体のために公正な方法で決定されればよいわけでありまして、そういう点についても大蔵当局が、その下の方まで、これ／＼でなければいかぬ。これ以外のものには売却というやうな絶対的な命令、法的に拘束力のある命令を出すというやうなことは、もちろんあり得ないと思ひますが、その自治体の自主的な措置によつて、それから先のことは運ばれてしまつて、それかえらないものであるといふやうに考えられるのであります。この点に關する御見解はいかがですか。

○松永説明員 ただいまの点につきましては、私の方——国は売り主でございまして、買主がこれをどう処分されるかといふことについてはタッチしないことを原則としております。ただ、これはどういふやうな契約書になつておるか知りませんが、契約の条件にそういうものが入つて契約ができておるならば、すなわち、売り主の後はその土地をどうしますとか山林をどうしますとか、どういふやうに処分しますといふことが入つて契約がなされたとおつたならば、その契約通り実行するといふことは、契約自由の原則からいふべきだと思います。

な町の、山林が非常に不足しているとかいふやうないろいろの状況。それから特別に分業施業者といふものがきめられたのは、ずっと古い話でありますので、いろいろの配分等において、自治体として思ひにくいところがある。特に他村の人がたくさん持つておるというやうなことがありまして、自治体の条例にも反しておるやうな事実が明らかになつて来たやうに思ひます。その間にいろいろの管理上の間違いがあつたり、あるいは不正があつたとかいふことで、善良な管理人として規定に従つた管理をやつていなかったのではないかといふやうな問題等もあつたので、自治体ではこの処分について相当長い間いろいろと各方面の意見を聞きながら事を運んで来たのであります。が、いろいろの利害関係者の意見の対立等も出て参りまして、処分の方法に苦しんでおつた。たゞ最近に至りまして、地元の管財局でありましたかどうかはつきりいたしません。が、これは絶対不可侵的な権利として大蔵委員会でも認められた。あるいは当局がそういうふうな決定をしたとかいふやうな、ちよつと考えられないデマのようなものが飛んでおるために、町長としてはもしそういうことが事実ならばこれは困つたものだといふやうになつておるやうに聞いておるわけなんです。ただいまのお話で非常につきりしましたが、そういうふうな指示等は出したことではない、それから町が一括して買受けるやうになつたといふやうに承知しておるやうなことであります。が、そういうふうになりますと、もう一つここでお伺いしておきたいことは、今まで借り受けておつたものを町が一括して買います場合に、その町が買つたものをさらに今までの分業施業者に売る。あるいは、その場合若干のもののについては、町議会の意見その他自治体の独自の判断によりまして、公正な、住民の多数が納得する方法で一部は正して、配分方法をきめてやるというやうなことが、現在問題になつておるわけですが、そういうふうな問題はすべて自治体の問題でありまして、自治体の責任者並びに自治体の住民の意思によつて、最も自治体のために公正な方法で決定されればよいわけでありまして、そういう点についても大蔵当局が、その下の方まで、これ／＼でなければいかぬ。これ以外のものには売却というやうな絶対的な命令、法的に拘束力のある命令を出すというやうなことは、もちろんあり得ないと思ひますが、その自治体の自主的な措置によつて、それから先のことは運ばれてしまつて、それかえらないものであるといふやうに考えられるのであります。この点に關する御見解はいかがですか。

○松永説明員 ただいまの点につきましては、私の方——国は売り主でございまして、買主がこれをどう処分されるかといふことについてはタッチしないことを原則としております。ただ、これはどういふやうな契約書になつておるか知りませんが、契約の条件にそういうものが入つて契約ができておるならば、すなわち、売り主の後はその土地をどうしますとか山林をどうしますとか、どういふやうに処分しますといふことが入つて契約がなされたとおつたならば、その契約通り実行するといふことは、契約自由の原則からいふべきだと思います。

○高田(富)委員 大体ほとんど明らかになりました。最後にもう一度念のためにお伺いしますが、町が一括して買受ける場合は町である。その際、町が買受ける条件として、これ／＼の方法で実はその後処分したいのだといふやうな条件で国から買受けるときは、その条件の決定、どういふ条件でやるかといふことにつきましては、自治体の方で最も公正と思われることを自治体の責任において自主的に決定いたしまして、その上でこういう条件で譲り渡してくれないかという相談を国の方と町の方が相談する。こういう順序になるのだらうと思ひます。そこまで行つておるかどうか現地の事情はわかりませんが、そういうやうな順序で行くべきものかと思ひますが、それでよろしいやうにございませうか。

○松永説明員 その通りでございます。○浅香委員 突は国税庁長官においでを願つて、資料の点についてお出しを願ひまして、それに關連して少し質問したいと思つておりましたが、きょうは長官が何か御用がありまして原直税部長さんが見えにいられたさうであります。が、私の資料を要求したいといふことに関連する問題としてお伺いしたいと思ひます。

○高田(富)委員 大抵ほとんど明らかになりました。最後にもう一度念のためにお伺いしますが、町が一括して買受ける場合は町である。その際、町が買受ける条件として、これ／＼の方法で実はその後処分したいのだといふやうな条件で国から買受けるときは、その条件の決定、どういふ条件でやるかといふことにつきましては、自治体の方で最も公正と思われることを自治体の責任において自主的に決定いたしまして、その上でこういう条件で譲り渡してくれないかという相談を国の方と町の方が相談する。こういう順序になるのだらうと思ひます。そこまで行つておるかどうか現地の事情はわかりませんが、そういうやうな順序で行くべきものかと思ひますが、それでよろしいやうにございませうか。

○松永説明員 その通りでございます。○浅香委員 突は国税庁長官においでを願つて、資料の点についてお出しを願ひまして、それに關連して少し質問したいと思つておりましたが、きょうは長官が何か御用がありまして原直税部長さんが見えにいられたさうであります。が、私の資料を要求したいといふことに関連する問題としてお伺いしたいと思ひます。

○松永説明員 突は国税庁長官においでを願つて、資料の点についてお出しを願ひまして、それに關連して少し質問したいと思つておりましたが、きょうは長官が何か御用がありまして原直税部長さんが見えにいられたさうであります。が、私の資料を要求したいといふことに関連する問題としてお伺いしたいと思ひます。

○松永説明員 突は国税庁長官においでを願つて、資料の点についてお出しを願ひまして、それに關連して少し質問したいと思つておりましたが、きょうは長官が何か御用がありまして原直税部長さんが見えにいられたさうであります。が、私の資料を要求したいといふことに関連する問題としてお伺いしたいと思ひます。

販売高は昨年に比較いたしましたし、一割五分程度の増であるが、しよゆは、昨年よりも販売店が相当ふえました。ために、逆に減つてゐるというのが、この酒の小売店界における常識になつてゐるのであります。そこでこの隣接地区の税務署管内におけるこの業者の方に組合から問い合わせますと、大体昨年度よりも四割ないし五割程度の認定増になつてゐる。そこでこの場合に、出先の地方局としては、その管内における税務署のこういうことばについては、あくまで均衡をとらなければならぬと思うのですが、この点はどういうお考えでありますか。

○原説明員 所得の捕捉につきましては、前々からいろいろ御注意をいたさながら努力をいたしておるのであります。この所得の伸びについていろいろ研究いたし、また資料も流しますと同時に、何と申ししても根本は直接に納税者について調べますところによつて結論を出す。われ／＼はこれを実績調査と申しておりますが、これを中心として仕事を進めるといふことで、ここ三年來つとやつて参つております。その結果、ただいま御指摘のありました権衡というものと実績調査というものがぶつかる面が出て参ります。従来はそう実績調査をやらないで、権衡を主としてやつて参つた。ところが実績調査をやつてみると、ある管内あるいはある町あるいはある部分の事業というふうなもの、非常に従来よりも所得が多いということが発見される場合がござります。こういう場合に権衡基準にもどすかどうかという問題で、われ／＼は常に悩むのであります。率直に申し上げますと、われ

われは実績で出て来たものが客観的に正しいという判断になりますならば、それはそれに良心的について行くべきであるというふうな考へております。従つて他の権衡の方は、むしろそれを中心にして考え直すといふことにいたしました。いままでたつても、もやもやした課税といふことになりましたので、そういうふうな考へで仕事は進めて参りたいと思つております。ただいま御指摘の件がはたして実績調査の面で十分であるか、正しいかといふ点は、なお別途伺つて調べてみなければならぬと思ひますが、方針としては、それはそういうふうな考へておるというところを申し上げたいと思ひます。

○浅香委員 あなたは御答弁ですと、実績調査を重点に置いてゐるのかという御答弁でありましたが、しかしここで部長さんにお考え願ふなければならぬことは、実績調査をどういう方法でやつたかといふことが、ここで問題になるわけでありまして、それはさうおきまして、大阪に思ひをいたしても、いますと、大阪市内は別として、大阪市を離れた郡部というものは、どの郡部へ参りましたも大体同じような環境にある。これをまず念頭に置いていたきたい。その同じような環境にあるところの税務署が、Aの方は四、五割程度、隣の税務署へ行くと倍以上も上つてゐるという事実は、これは先ほど申しましたように百二十軒のうちで六十軒しらみつゝしに丹念に税法上こうあるべきだといふようにやつた。その実績調査が正しいといふことであれば、ほかの税務署は全部これに右へならえをしなければならぬような結果になる。そこで実績調査といふことが非

常に問題になります。はたしてそれが何に置いたかといふことになりまして、大体酒の小売店でありましたがために、帳簿なども税務署のお氣に入るようなはつきりしたものもないところが多うございましょう。また税務署の方でこれを認定するといふても、はたして今の額が正しいかどうか、確たることはわからぬと思ふ。そうしたならば、私はどの税務署においても大体出ているその額というものが、これはやはり常識から判断いたしましたして、正しいのではないかと考へるのですが、その点につきまして部長さんもう一ぺん御答弁を願ひます。

○原説明員 調べて参ります間に、お話の通り権衡といふことも、もちろん十分考へなければならぬものであります。従ひましてある一部において顯著な課税漏れといふようなものが出て参つたといふ場合には、それを局で検査いたしましたして、もし事実がさうであり、かつ他も一般的にさうであるといふ推定がつくならば、全管にさういふ処置をとるわけで、できる限りさうやつておるのでありますけれども、何分年末からの初めにかけましての数箇月の実績の期間というものは、非常に繁忙をきわめておりますので、率直に申して毎年々々、たとえば十二月の終りになつて、そういうケースが発見されたといふ場合に、すぐにそれを全管に及ぼして、それを修正してしまふといふことが、必ずしも十分にできにくいといふこともござります。さういふようなわけで、場合によつて今年の経験を来年に生かすといふようなことがあると思ひますが、私どもいたしましては、実績の結果相当の事実が発

見される、さうしてその業種の他の納税者についてもそれが当てはまりさうだといふ場合には、やはりこれを中心にして考へる。もちろん実績が非常にあふないものである。他の納税者についての調査、これは若干質の低いものであつても、こつちの方が確かなものだといふ場合には、そつちによつて参る。要するに実績をやつて出ても、従来権衡で低かつたんだから低くするといふ方針はとりません。同時に実績をやつて出たからといつて、すぐに足元を考へずに、権衡レベルを上げるといふこともいたしません。一にその実績の質と従来の権衡レベルの質との対比の問題でありまして、質のいい方によつて仕事を一歩々々進めて参る。さうして毎年々々いい質の仕事にして参りたいと考へてやつておりますので、むしろ具体的な例を教へていただいて、私どもに取調をさせていただきましてならば、かえつて事案に即した答えができるのではないかとさう次第であります。

○浅香委員 それでは私が国税庁に申入れをしたいと思います。大阪市内を除く郡部の各税務署ごとに酒及びしよゆの小売店の二十四年、五年、六年の決定額の資料を一つ出していただきたくと思ひますが、これはお出し願ひますでしょうか。

○原説明員 個人別の課税の内容をござらんになつたといふことでございまして、酒、しよゆのみの実績をひとつ出していただきたいと思つております。今申しましたように、この問題がこの署管内でも一般から注視をされ、とやかくうわさをされております。ところがこの問題がこの管内においてとやかく言われるようになりますと、突然係官

ざいますか、それとも個々の何々商店がかつて幾ら課税され、今年幾ら課税されたかといふところまで御承知になりたいたひでございましょうか。何分税の資料は、個人的になりますと、納税者に非常に機密なものでございまして、皆さんに隠し立てをするといふものではなしに、なるべく個性を抜いたものにしたい。また御判断はおそらく税務行政の運営が概括的にどうかといふことをござらんになつたといふので、それにおこたえできる程度のものといふふうにご了解して、資料をつくりまします分には一向さしつかへございせんし、むしろさういふもので御検討願ひたいといふことがけつこうかと思ひます。

○浅香委員 目的は個人の税額を一瞥したいといふのではなく、先ほどから私が質問しておりますように、各署ごとにさういふでございまして、非常にその署の問題を起してゐる。さうすれば他の署においての過去における決定額を一応見まして、それを基礎に置いて何分の考へ方をし行かなければならぬのではないかと、さういふ趣旨であります。従ひまして個人々々の名前を出していただかないでもけつこうでありますけれども、大阪市内を除く各郡部におけるところの各税務署内において、酒小売店の過去二十四年、五年、六年度にわたるところの決定額、但しこれは兼業を含まないところの酒、しよゆのみの実績をひとつ出していただきたいと思つております。今申しましたように、この問題がこの署管内でも一般から注視をされ、とやかくうわさをされております。ところがこの問題がこの管内においてとやかく言われるようになりますと、突然係官

が更迭をされてしまった。そうして更迭された係官が、組合とか世間がやかましく団結して来るならば、この金額によつてとて見せるのだと公言しておる。それは別といたしましても五百二十軒の中で二、三十軒ほどというものが二十五割、三十割、三十五割という常識で判断できぬべらぼうな額になつてゐるのがあるわけでありまして、問題はここにあるわけでございます。そこで私はその額につきまして、帳簿のなにところは推定で査定されるところでありまして、その推定の査定標準になる認定方法、これは国税庁としてはどこに基準を置かれるかというのを、いま一度承つておきたいと思ひます。

○原説明員 御注文の資料はでき得る限りのものを、でき得る限りすみやかに出すようにいたします。

ただいまの御質問は非常にむづかしい御質問でありまして、なか／＼簡単に短時間にはお答えし得ないと思ひますが、要するに帳簿はある場合とない場合とございます。いろいろそれを補う方法を考へるのでありますが、もちろん納税者に帳簿をつけていただくという事は、青色申告制度その他において年々努力をいたしてありますが、具体的にやつてないと言います場合の備えとして、毎年いろいろの資料をわれ／＼は集めております。たとえばただいまあげておられます、業種におきましては酒なり、しょうゆなりというものが製造元ないし卸から幾ら入つてゐるかという資料をわれ／＼は苦勞して集めております。それをもつて何／＼もちろんその他いろいろな面で、資料的なものがあり得るわけ

であります。そういうものを持つて何うというものが、一つの大きなことになろうと思ひます。

それからこれはもう所得調査全般にわたる問題でございますが、お店にいろいろあるわけでございますが、お店に臨んで、お店に幾ら商品があるかというのを、商売々々で、売れない商品を余計置くというところもないわけでありまして、その辺を拝見すると、ある程度の手がかりにはなるといふこともございまして、また中にはなかなか帳簿をお見せいただけませんが、手帳が帳簿にあるというような場合もございます。そういうようなものから糸口ができるというのもございます。たいへん苦勞していろいろやつておるわけでありまして、もちろんそれにとどまらず、あるいはよそでのうわさというようなこととあります。いろいろなことがありますが、要するに帳簿をつけることをお願いする、どうしてもない場合はしかたがない、そういうような意味でいろいろな面から推測をつけて参るといふ状況でございます。

○浅香委員 かかる場合の認定としては、根拠になるものがいつの場合も非常に薄いのであります。それを税務署の方のみの薄弱な根拠に基いて、これが昨年より倍、三倍というようになるとは、どうしても私も首肯できぬと思ひます。いま一つは業種ごとに標準書を作成してゐるのかのうちに承つておりますが、この標準書というものは、これも参考資料として私どもに配付していただけませんでしょうか。

が、また昨年より二倍、三倍という所得が出て参るといふことは、昨年非常に抜けておつたといふことを、一面において意味する場合があります。一面に、率直にいつて、考えております。従ひましてこれは延びといふことよりも、今まで抜けておつた所が調査の結果出て来たといふ面があるのではないかと、いふうに見えていただきます。他の一般の、通常の景氣の変動によつて延びて参ります場合との比較の際に、より妥当な考えをいただけるのではないかと考えます。

それからお話のありました標準書といふものは、いかなることでもございまいしょうか、われ／＼の申しております所得標準率のことなのでございまいしょうか。

○浅香委員 さようでございます。

○原説明員 標準率というものは毎年つくつております。御希望によりまして差上げて別段さしつかえないと思ひますが、実は標準率の使ひ方につきましては、これを片寄つて使われますと、非常に困るのであります。そういうような意味で皆様の御検討のために、この委員会限りにおいてごらんいただくということであれはつけようかと思ひますが、部外に出していただくということになります。困つた結果が出て参ります。と申しますのは、たとえば喫茶店の標準率は売上げに対して三割が所得になるといふふうに出ておるといたしますと、実際には四割出る店もあり、二割も出ないという店もあるわけでありまして、そこでそれが四割出る店が三割で行こうとか、二割出る店がうちは二割だといふふうな御主張になることになりま

すので、標準率というものが、ある範囲の数字を平均的なものに集約したものであるといふことをお考えいただくかといふ困りますので、部内ではつくつておりますが、これは公表いたさないことにいたしております。

○浅香委員 長官にお伺ひするはずであります。税務吏員の教養思想の問題について、直税部長さんに一度伺つておきたいのですが、吏員としては、われ／＼は税法上にきめられたものによつて、あくまで徴収するものである。文句があつたらこの法律をつくつた自由党の代議士に文句を言つてくれ、今後こんな代議士を出さぬ方がいい。これは暴言であります。これを暴言と言わずして何が暴言でありまいしょうか。こういうような吏員が末端におるというのを御承知かどうか、こういう点につきましましては、証人は幾らでもあるのであります。こういうような不心得者のいるのを看過するわけには行かないと私は思ふのです。その点について長官のお答えをほしいのでありますが、部長さんとしてこれはどうお考えですか。

○原説明員 たいへん恐縮に存じます。われ／＼常々そういう職員が、まだまだ相当おることを承知いたしております。これを直さなければいかぬといふので、非常に苦心をいたし、及ばずながら努力をいたしておるつもりでございます。特に戦後数年間非常に税務が混亂いたしました、その間多数の若い未経験な職員が入つて参りました。当時におきましては、社会状態、各人の経済状態が、現在でも不十分であります。非常に乱れておりましたため

に、その職員たちの教養なり訓練なりといふものが、非常にうま／＼行かなくなつたといふことがあつたのであります。したが、ようやく経済もおちついて参りましたし、大体一昨年の秋ごろを境といたしまして、たび／＼申し上げますように、私どもの方針といふものも大きく切りかえてやつて参つております。その際たしか一昨年十一月の十日であつたと思ひますが、国税庁長官名をもつて、教養、訓練、ないし納税者との接触に關する諸般の注意を文書をもつて示達いたしました。この訓示は爾後現在までを通じて、われわれが第一線を指導します場合の、いわば憲法のようなものといひたいしております。これには親切に丁寧といふこと

以上、納税関係、課税関係といふものは、納税者との間の信頼感の上にこれを確立するといふことが、重要であるといふ根本的な考え方をもちつて書かれ、かつこれが読まれておるわけでございます。したが、不幸にして御指摘のような職員があらはれたらば、まことに申訳ないと思ひます。どうかひとつそういう信頼感をもつたした税務官吏に育て上げるといふわれ／＼の氣持を了とされまして、どうしたらそういうものが直せるかといふ点に、今後一層御聲援を願ひたい。われ／＼大分よくはなつたといふ感じがしますが、まだ／＼足りないといふことで、鋭意努力いたしておる次第でございます。

○浅香委員 時の政府の方針に対してあえて反対し、また個人のイデオロギーの上から、反対を自分の職責を通じてあしざまに言う。これは名譽毀損であり、また言いかえれば、選挙妨害だとも考へる。こういうような事実が

はつきりいたしました場合に、その御処置をなさる御用意があるかどうかというのを、いま一度お聞きしたい。

○原税委員 具体的なケースを伺いまして、取調べました上でお答えしたいと思ひます。部分的にそのお言葉のことだけ伺ひましてお答え申す前に、取調べたいと思ひますので、具体的なケースをお話ししていただきたいと思ひます。

○浅香委員 昨年よりか予算の総額がふえた、だから前年度よりは割増しで決定すればいいのだというように、ただ単なるそういうことを自分が金額に置いて、何割増しだというように考え方で、納税者に向つておるといふことは、これは今日周知の事実でありまして、この点につきましても、かつて長官に質問をいたしましたところ、それは実績によるのだという答弁があつたのですが、末端におきましては非常にそれを歪曲した考えのもとに行動している人が多いのです。そこでこの答弁を求めようと思ひますが、これの切り離しをしてもとへもどりますが、この問題につきましては大阪の局長さんに善処方を申入れました。ところが局長さんも非常にりつぱな方でありまして、直税部長さんにお話をし、各税務署の権衡がとれるようにできるだけするようにしたいというお話をいたしました。その後聞いてみると、どなたか国税庁の方から、この問題の処理いかんというところで行つたという事実があるのです。それが帰られてから、今度は反対に、一線に立つてこの問題を処理しておられる方の氣持が、むしろ硬化して来た。これは私

は想像でございしますが、一応穏やかに善処方を申し出たことによつて、その直税部の担任しておられる方を派遣せられたところまではいいのであります。しかしそれをきき違えて、何か側の者から使喚して、そうしてこういう手を使つたというところについての反抗が起き、むしろわれ／＼のこの実額調査が絶対正しいものなり、これを一步も譲らぬというふうな、若い人特有のえこじが、ここに発生したのでないかとも考えられるのであります。この問題は大阪の局長も一応知つておられる問題でありますけれども、本庁として、この善処方に対して何かひとつお考えがあれば、私今晚大阪へ帰りまして、この問題をもう一度調査してみたいと思ふのであります。本庁としてこれを善処せられるお考えがあるかどうか、あればひとつお聞かせ願つておきたいと思ひます。

○原税委員 その局なり本庁なり、上部の官庁から声がかかり、ないし人が出かけて参るといふために、下部の第一線の署員の態度が硬化するといふようなことが聞々ございします。これはその署員の人間が小さいという場合もございしますが、同時に上部の官庁から参ります場合に、何とか穏やかにいいますか、端的に言え、あまり上げるな、低くしろという式なことを申しますと、これはやはり純真な、善良な税務官吏の良心を、やはり押えつけるものでありますから、どうしても反発が参ります。その意味で、われ／＼特に本庁におきまして、陳情その他を受けます場合に、漠然と何とかうまくやれという式なことは、絶対に言いたくない、言わないようにいたしておりま

す。むしろ本庁は、下部の官庁のやつておりますことに、法律違反ないし事実違反、間違つた法律の運用、事務の扱いをいたしております場合には、どしどし言つていただきますと、そういう点を指摘して直さざることを、中央ないしその他の監督官庁の役目でありますので、そういう線において申すという場合には、強くも申せませんし、下部におきましても論点がはつきりして、よくつて参るというふうなことに相なります。そういうふうな意味において、ただいまお持ち出しの件も、どうか具體的にこういう点がいかぬかと思ふという点をおつしやつていただきたいと思ひます。われ／＼そうだと思ひますれば、そういうふうな善処いたします。

○浅香委員 今のお話もよくわかるのですが、具體的に言えというお話でありますので、その具體的問題は先ほど申しましたように、ほかの管内から見てここだけが非常に高いではないか、だから、安くしてくれというふうなことを言うのでもなく、業者もそれを頼んでおるのでもないのです。同じ環境にある場所、同じ営業をやつてゐるのだから、ほかの方の業態をにらんだ場合に、なぜこの管内だけ飛び離れぬの、なぜこの管内だけ飛び離れるわけでありまして、それで今資料を私が要求いたしました、その資料を幸いに申していただくことになりました。その資料を具體的に検討いたしましたし、あらためて善処方を局長までに申し入れた、こういう考案のもとに、資料に關連いたしました質問をいたしましたような次第であります。

○佐藤委員長 午前中はこの程度にとどめ、午後は正二時から質疑を続行いたしますと思ひます。これにて休憩いたします。午後一時十二分休憩

午後三時三十分開議
○佐久間委員長代理 休憩前に引続き會議を開きます。
關稅定率法等の一部を改正する法律案、國有財産特別措置法案、租稅特別措置法等の一部を改正する法律案、資産再評價法の一部を改正する法律案、通行稅法の一部を改正する法律案及び災害被害者に対する租稅の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案の六法案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。三宅則義君。
○三宅(則)委員 ただいま議題となりました各法案につきまして、質疑をいたしたいと思ひますが、とりあえず租稅特別措置法等の一部を改正する法律案以下四法案を中心いたしました質疑を行いたいと思ふ次第であります。

主税局長はもつぱら税の方面の權威者として、また立案者として、また多量の経験を持つておられる方でございますが、戦後の状況を觀察いたしまして第一にお伺ひいたします事は柄は、新築家屋、むしろこれは貸家でございますが、こういうものはほとんど賃貸を目的としたしますものはつくられていなかった。特殊のもの、たとえばアパートのようなものは多少できたかと思ひますが、一般住宅等につきましては、賃貸を目的にいたしましたつくつたような家屋は、ほとんどないと思ひます。新築家屋に對しましては五割増の償却を認めるという線を、ここに出されたわけでございますが、極端な例もありませんが、昔のように家作も三年ないし五年で元をとつてしまふという時代には、貸家もうんとできたわけでありまして、貸家の段階におきましては、設備にかかりました材料が高いといううな意味合いにおきまして、住宅難の緩和にはなはだ縁の遠い話でございますから、今回の改正によつて幾らか緩和されると思ひますが、政府のお心持といたしましては、この改正によつてどのくらい賃貸家屋ができる見通しを持つておられますか。もちろん住宅金融公庫その他も御考慮の上において立案されたと思ひますが、この辺について詳細に承りたいと存じます。

○平田政府委員 非常にごつともなお尋ねでございます。数字の点はなお後ほど整理しまして申し上げたいと思ひますが、御指摘の通り今までもあまり貸家が立つておりません。これは今お

話の通りの事情にあつたのではないかと私も考えております。しかし何と申しまして、やつぱり自分で建てると申しまして、まあそういう人々は中以上の所得者がどちらかと言うと多い。小所得者等の場合におきましては、どうしてもやはり貸家等に依存せざるを得ない、こういう事情があります。これは御承知の通りでございます。遅ればせながらやはり貸家について少しこの際いろいろな奨励策を講じまして、できる限り建つように誘導したらどうか、こういうのが今回この貸家について償却を相当大幅に認めることにいたしました主たる理由でございます。しかしそれだけではなお足りませんので、会社等が大部分最近社員なり、労働者の住宅を建てておりますが、これもあわせて促進したい。そしてそういう場合におきましても、会社の償却費において五割増の償却をやるということになりますれば、これはほとんど促進になるのではないかと。そういう点を考えまして、住宅の償却につきましては、その二つについてあわせて考へるといふことにいたして、次第でございます。なお自家用のものにつきましては、これは所得税がかかりませんので、償却をすると申しましてもそういう問題が出て来ませんので、これは登録税の減免をできる限り考へるといふことで、登録税の方は貸家とあるいは自家用とを問はず、できる限り軽減いたしまして、広い意味の住宅が少しでもできるように考へたい。こういう趣旨で今回の住宅に対する課税上の特別措置を考へて、というのを御了承願いたいと思ひます。数字の点は後ほど申し上げます。

○三宅(則)委員 だいたいの主務局長の趣旨は、私も了承にやぶさかでございます。家作につきましては大幅に奨励するといふ線を堅持しなければならぬと思ふのでありまして、今は住宅金融公庫もありますが、従来は殖産会社もしくは住宅会社というのがありましたが、現今はほとんどない。こういうふうな問題について考へますと、早く償却ができ、また資本の回収ができるというところによつて、そういう事業が成り立つということになるわけでございます。それから、国家的見地からいいますと、相当大幅に補助奨励をする。たとえば鉄筋コンクリートの家については相当の補助をいたして、木造のものにはあまり補助がない。ということを開いておられますが、その線との交渉があるかないか、それをあわせて承りたい。

○平田政府委員 補助金の方は私の方で直接主管しておりませんので、あまりお話の事情は承知いたしてないのでございます。御承知の通り政府資金としましては住宅金融公庫に対して、財政資金並びに預金部等の資金をできる限り供給いたしまして、建設の促進に資するといふことになつております。これは御承知の通りでございます。その他につきましても、家賃の半額程度を低くするための補助金がございます。これも御承知の通りでございます。こういう措置は別途にあるのでございしますが、課税におきましては主として先ほど申し上げましたような見地から考へて、というところを、御了承願いたいと思ふ次第でございます。なお大体貸家で建築見込みのものが

一万五千戸、それから会社等が建てます分が約二万戸、この程度はいわゆる特別償却の対象になる家として来年度でできるのではないかと。もう一つ見ている次第であります。もちろん自家用のものもたくさんあります。これは、御承知の通りでございます。

○三宅(則)委員 さらに御承知いたします。一般の人々につきましては、保存登記といふことはあまりやつていないのです。金を借りるときには保存登記をしていないわけですが、普通の場合には保存登記をしてないと思ひます。保存登記の場合におきまして、現行の千分の六を千分の一に引下げたことはまことにけつこうであります。政府といたしましては、全部が全部保存登記をなさるような意味合いにおいてこれをなすべく努力をなすかどうか。一般の民間の現状を見ますと、保存登記といふものは、所有権の移転とか、あるいは金を借りる担保のときにおいてのみやつており、普通の場合においてはこういうことをやつていないと思ひますが、当局はどういうふうな考へておりますか承りたい。

○平田政府委員 農地につきましては、農地調整法でございますが、自作農創設特別措置法でございます。自作農の関係で、従来とちがひ申しますと、売買、移転に相当制限がありましたが、たまたま、売り買いという例が少なかつたようでありまして、ただ最近農林省の考へ方を私もよく聞いてみますと、もと、やはり農業経営の合理化をはかるためには、耕作者にとりまして適当な場所にある農地をそれ／＼持つようにするといふのが一番重要な問題である、そういう見地からいたしまして、農業経営上から行きましても、農地の適当な交換分合といふのは非常に望ましいことであるといふ趣旨になつておりました。そういう点につきましては農林省として最近特に考へてみたといふことであります。もちろん地主から例の強制譲渡を受けましたものにつきましては、一定の認可等を受け

相当目的を達するのではないかと考へておる次第でございます。

○三宅(則)委員 それから宅地、農地等を譲渡した場合、一年以内にこれを交換するやうな場合もあるわけですが、交換するにその超過いたしました部分に對してのみこれをかけて、超過した部分についてはかけない。これをもつともな話でございますが、宅地、農地等において交換分合もしくはそれらに對しては取得といふことが行われるように考へておられますが、都会地におきましては、自分の居宅もしくは土地等を売りまして買取する場合もあるわけでございます。農地等におきましては、そういうことが少いと思ひますが、政府はどう考へていますか承りたい。

○平田政府委員 これまた農林委員会等で聞く問題を聞くようになりまして失礼かとも存じますが、やはり地方におきましては、旧来の慣習と申しますか慣習と申しますか、そういうものがあるわけでありまして、最近になりまして自作農になつたといふ点もあるわけでございます。これは土地改良もしては区画整理といふことを中心に考へることによつて、促進がはかられると考へておるわけでありまして、政府は農林委員会もしくは農林省と関係を持たれまして、そういうやうな奨励をするといふ一貫した線によつて、これを立案されたのであろうかと、それと將來を考へておるわけであるか、それと今意味合いにおいてやられたのであろうか。そういうやうな交換分合といふことは、けつこうなことであるから、ぜひ政府といたしましては、希望意見もあるわけでありまして、現在政府の方におきましては、どういふ観点からこれを進められたか承りたい。

○平田政府委員 お話のように、まず土地改良等や農地整理等が必要であるといふことは、私ももちろんそう

いうように考えておりますが、そういうことと並行いたしまして、農地の所有関係で、各農家の経営上最も妥当な結果が生ずるような適地を得せしめるということが、農業経営の上においてやはり非常に重要な要素である。そういう趣旨におきまして、そういう際において少くとも課税上妨げになるようなことはでき得るだけ排除しておいて、そういうことがやりやすいようにしよう。こういう趣旨で提案いたしました次第でございます。このことがあるためにほかの方をおろそかにするとか、あるいはほかの方がどうでもよいという性質のものではありません。やはり重要な事項とあわせてこういう措置をとり、全体としての目的を達成するという方向に向うべきではないか。その点においては農林省も大体同じような意見でありますことをお伝えしておきます。

○三宅(則)委員 しかば次に伺います。これは特に東京とか大阪というような大都会に多いのでありますが、宅地であります。宅地につきましては、もちろん時価というものもあるのですが、きましてはとき／＼やみ取引がある。でありますから、たとえば今までの百坪のものを流して新たに五十坪買うとか、あるいは八十坪買うといううな場合もありましようが、値段によりましては相当開きがあるものもあります。このやみ取引については、勘案はどういうふうに考えておるか。たとえば一定の評価をいたしまして、やみ取引がありましてもそれによつて評価し直すという線を堅持せられるのであるまいか。政府はどういう

うふうに考えておるか承りたい。○平田政府委員 譲渡価格につきましては、はつきりわかりますれば実際の譲渡価格にそれ／＼するわけでございませう。取得価格も同様でございます。今のお話は、その際に、都合のよいときには実際の取得価格よりも安くしてみたり、あるいはまた都合の悪いときには高くしてみたり、そういうふうな申告でもする者やというふうにしてチェックするかどうかというお話でございますが、そういう向きに對しましては、従来もやはりそうでございますが、一定の標準的な価格というものを相続税等の関係で税務署は持つておりますので、そういうものと照しまして、はたしていいかどうか納税者によく聞いた上で処理する。それで、納税者が適当なる証拠を提供した場合にはおきましては、それはもちろん実際の価格で売らなければならぬのでございませうが、そういう申立てが十分でない場合におきましては、標準価格等によつてある程度認定するという場合も、これはやむを得ない場合として出て来るかと思ひます。その辺は実際の運用上の問題になるかと思ふ次第であります。

○三宅(則)委員 それに追加して申し上げるのでございますが、これはあまりに俗っぽい話でありますけれども、実際です。それから申し上げます。登記をする場合、どちらかというとき非常に安く登記をするというものが今までの慣例になつております。実際これに對しまする税をとる場合になりますと、登記価格よりもずつと上の価格をとつていふということがあるわけでありませうが、一般の司法慣習というか、慣例といひますか、大体過去の経験からいふ

と、登記というものは時価よりもずつと低い、登録税の関係もあつたこととありましようが、代書人——今の司法書士といひますか、それらと結託して裁判所、登記所を通過しておつたという事例もあるわけでありませう。そこで大蔵省といひましては、その登記のいかんにかかわらず、真実を吐露し、もしくは一定の標準価格まで引延ばして算定する、こういう線を堅持せられるのでありましようか。あるいは登記の方に重視点を置かれるのでありましようか。この辺をひとつ承りたい。

○平田政府委員 最近、登記所の登記価格につきましても、登記所で一定の標準価格みたいなものを持つておりました。それに比べて著しく低い場合には虚偽の価格の登録であるかどうか、その辺は相当調べておるようございませう。それで著しく低い場合は、やはり妥当な価格で申請をし直しまして、登記させるというようなこともいたしておる次第でございます。もちろんこれはなか／＼完全には行かぬと思ひますが、そういう措置もあわせ講じております。しかし御指摘の通り、場合によりまして、どうも実際の価格よりも低い場合が相当多いといふことも、あなたが否定できないことだと思ひますが、この所得税その他の課税におきましては、やはり今申しましたように、登記所の登記価格も一つの参考価格になります。あくまでも現実の価格が常に問題になりますので、いかにすれば正しい現実価格を見出し得るかといふことが中心になる次第でございます。まして、そういう見地からいひまして、先ほど申し上げましたようなこと

を税務署の方におきましてはやつておるし、できる限りそういう方法をとつて、適正な価格を調査するというように努めたい、かように考えておる次第であります。○三宅(則)委員 さらに公益法人につきましては、贈与もしくは相続税等はかけない、譲渡所得税もかけない、こういうことが前からあるわけでございますが、私どもの観点からいひまして、公益法人につきましても、場合によりましては、ある程度まで課税してよろしいじやないかという線もあるじやないかと思ひますが、全般的に公益法人には課税するという線を堅持せられたいと思ひますが、いかがでございますか。

○平田政府委員 公益法人に贈与いたしました場合にはおきましては、昭和二十五年度以後、実は課税することになつておるのであります。従来から課税しないわけではございませぬ。従いまして、たとえば不動産とかあるいは書画骨董のようなものを、公益法人をつくりまして寄付したような場合に、譲渡所得税がかかる。そういういたしますと、なか／＼寄付もできないといふようなことになりまして、やはりよくつとしましては、確かに一つのりくつがあるといふ意味で、二十五年度に改正いたしましたのであります。実際からいひまして、少し行き過ぎではないかといふ点を考へまして、今回この措置法の改正によりまして、今申し上げますような場合には、譲渡所得税を課税しないようにしようといふように改正しようとするものでございませう。その場合に、やはり公益法人から贈与者が贈与した後におきまして、特別の利益を得ると

申しませうが、寄付したのであるが、実際は自分のもののようにしまして、その後管理し、利益を得る、こういうような場合におきましては、どうも非課税にするというのは適当でありませぬので、そういう場合は限定し得ることにはいたしまして、やはり免税に該当します場合は、大蔵大臣が公益法人として適当なものであるといふように認められた場合におきまして、非課税にするというようにいたしたいと思ひておる次第でございます。

○三宅(則)委員 次に伺います。事柄は、再評価のこと、相続財産の物納のこと、ごさいますから、主税局長と管財局長に御答弁願ひたいと思ひますが、相続税の物納にあたりまして、これは譲渡所得税をかけるかというにする、しかし再評価はかける、こういうふうな承つておりますが、これに関連いたしまして、これは戦後あつたこととありますが、財産税のときに物納いたしましたものが、すでに物納になつておりますから、すべて国家の所有に属したものであると思ひますが、たまたま税務官吏の怠慢と申しますか、移転の手続が遅れたために、その税金が前の特主にかつて来た。土地、家屋等におきましても、そういうことがあつたわけでありませうが、そういう場合におきましては、これは国家が取消しますものか、国家みずからこれを国庫に納めるものか、民間にそういうことをやらせることは不都合であるか考へますが、これはどう考へておるか。ことに今回の改正によりまして再評価税をかけることになるわけでありませうが、再評価税につきましては、価格を一定の価格に引き延ばして算定するわ

けでありますから、私は賛成であります。再評価税をかけることとありまして、あとは譲渡所得はかけないということにせられたわけでありまして、この点につきましては主税局長は、今日の場、再評価税だけでよろしい、こういう線を堅持されておりますが、これに關連して管財局長の管轄でありますところの土地、家屋等に対する国税その他付属いたします地方税等についても、不行届きのために民間でこうむつております損害についてはどう考へておるか、この二点につきましては主税局長と管財局長から別々に答弁を願ひたい。

○平田政府委員 たいだいまのお話は、大分前のお話かと存じまして、大体は私もそれ／＼適切に處理できているのじやないかと存ずるのでございますが、御指摘の通り従来の、固定資産税になる前かと存じますが、地租、家屋税は一定のときにおきまして家屋台帳、土地台帳等に登録されたものから徴収するというに相なつております。従ひまして、今お話の通り、物納等やりました場合におきましては、できる限りすみやかに處理いたしまして、納税者にできる限り迷惑のからぬようにするというで、鋭意努めて来たことだと思つておるのでございますが、大分古い話でもございまして、何か特別なケースでもございまして、そのケースに応じまして、ひとつよく調査させた上で、お答えさせていただきます。次第でござい

○内田(常)政府委員 三宅委員のお尋ねのように、財産税あるいはその他の税に關しまして、物納して政府が国有財産にいたしたものがあつた。これは税務官庁が物納の許可をいたしました後に、規定に國庫大臣としての大蔵大臣がすべてその不動産を引取るのであります。従つて万一帳簿等の關係で、大蔵大臣が物納財産を收納いたしました後に、税金が物納者に残るといふような場合は、それは税務官庁の方で稅務處理として、取消しその他の措置を講ずべきものだと思つております。

○三宅(則)委員 今のお話でござい

すが、昭和三十二年ごろ、もしくは四年ごろのことであるが、すでに納めさせられた、税務署の方にこれは物納いたしましたと言つて納めたにもかかわらず、その後令書がまわつて来て、二回も三回も納めたといふようなものもあるわけでありまして、そういうものは、今からでもおそくないと思ひますが、これを返す用意があるのかどうか、これはすでに時効にかつたといふ意味でありましようか、その辺を承りたいと思ひます。

○平田政府委員 今のお話は、どういふ税金でございませうか、それがいろいろまた問題なのでございまして、地租家屋税でありますれば、先ほど申し上げましたようなことになるのでございまして、従ひまして、移転の手続が済むまでは、果実についても本人が取得できるということもありませんから、個別的に、どういふケースでございませうかお聞きいたしまして、その上で適當に處理いたしたいと思ひます。

○三宅(則)委員 次に小型船舶底びき網等に対しまして、沈船した場合に再評価税をとるといふように書いてありますが、こういう場合に、政府は實際面からいへば、な難儀があると思ひま

すが、実情を簡単に御説明願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 これはちよつと關係がややこしい例でございまして、今農林省の水産庁におきまして、主として瀬戸内海を中心にする小型漁船の整理をやる。整理するにつきましては、一定の隻数は海底に沈めまして、魚の巢にするおしめし、さういふことが計画されておるようでございます。そのためには、たしかトンナリ三万円程度の補助金を出すという措置をとります。それによりまして非常に多くなりまして漁船の整理をやる。同時に、一方におきまして魚の繁殖をさかすようにしたい、こういう措置が進められておまして、予算もすでに計上されておるよう次第でござい

ます。その際に船を沈めまして、やはり補償金をもらつたわけでございますが、これがやはり売つた場合と同じように譲渡所得税の課税の対象になる。しかし譲渡所得税を課税したのでは、事柄の性質上實際に即しませんので、譲渡所得税は免税いたしました。先般の漁業権の整理と同様に、再評価税だけを課税しよう、こういう趣旨を措置法で提案いたしておる次第であります。

○三宅(則)委員 そういふことは特殊な例でありまして、今の御説明によりまして大体了承したわけでございます。次に工業所有権の使用料は、もちろん外国の特許権等を中心と考えられると思ひますが、今まで二〇%であつたものを一〇%に下げる、こういうわけでありまして、それは昭和二十八年の一月一日まで約八箇月間延長といふふうに承るわけでございますが、私もはむしろこういう工業所有権等に

關する使用料等は、大幅に長くこれを軽減することと思ひますが、企業の促進をはかることと思ひますが、政府はわざと八箇月延長というふうな線を出された点はどこにありますか、私はむしろ二年三年と長くこういうふうな軽減をやりまして、工業の発展に資することこそ、國策の線に沿うものであると考へます。政府はどう考へておられますか、承りたいと思ひます。

○平田政府委員 三宅さんは、課税の趣旨をよく御了解つていないのではなかつたかと思ひますが、実はこれに負擔しますのは、外国の特許権の所有者、あるいは外国の法人及び個人でござい

ます。それでこの点につきましては前から申し上げましたように、所得税法の課税の原則を、最近の國際慣例によりまして、いわゆる發生地主義と申します。日本において生じた所得に對しましては、その所得者がそこに居住するといふことを問はず、まず日本で課税する。これはひとりわが國だけではございせん。アメリカも同様なやり方をやつております。それからイギリスその他最近の先進國の所得税の立法例は、大体同様な方向になつてお

本で課税したものは二重課税の條約、あるいはアメリカはすでに國內法でやつておりますが、向うで所得税なり法人税がかかる際におきまして、日本の所得税を控除してくる、二重課税にならない。従ひましてこの問題は日本の政府が税金をとるか、アメリカの政府が税金をとるか、こういう問題に実はなるのでございまして、さういふ見地から行きますと、私が先ほど申し上げたように發生地でやはり一定の所得税は課税した方がよいのではな

いか、こういう趣旨で前提がなつてい

ます。ただそれにいたしまして、日本に何としましては經濟の再建のために望ましいものにつきましては、できる限り日本で安い使用料で特許権を使

えらうにしなければならぬ。そのためにやはり一般的な國內措置を設けて、ある程度の軽減規定を設けた方がよいのじやないか、こういう趣旨で映画のロイヤリティは二割を四月から課税するのでございまして、特許権の使用料は外國に払われておりますのが約三十億圓、一千万ドルに近いのでございまして、それに対しては税率を一〇%にする、それから施行期間を延ばす、この施行期間を延ばしたものは、先般も申し上げました通り、現在の協定が、日本で所得税がかかる場合は使用者の負擔にするという條項が入つておるのが大部分である。この條項はやはり相手方と話しましてかえる必要

は減らない。従いまして、そういう趣旨におきまして、今の条項をかえてもらう必要がある。そのためには一年、二年とまで行きませんが、来年の一月ぐらいいまでは延ばしておいた方がいいのじやないかという趣旨で、今年限り延ばしまして、来年の一月から実行しよう、こういうことにいたしておる次第でございます。

○三宅(則)委員 工業使用権のことを承つたわけでありましたが、二十八年一月一日までといたしてありまして、その次はまた別な観点でどうしようというのですか、ひとつ承りたい、こう考えます。

○平田政府委員 二十八年一月一日以後は、一〇％に税率を更正しようという趣旨でございます。もちろんその間またいろいろ問題が出て来ますれば、それに応じて必要な処置はとらなければならぬと思ひますが、今のところは、今年一ぱい延ばしますと、大体必要な調整が得るのではないかと考えている次第でございます。

○三宅(則)委員 次は賠償のことでございますが、これが解除になるというようなことも考えるわけでございます。平和を回復し独立いたします以上におきましては、この賠償の指定施設等につきまして帳簿価額を上げる、もちろんそれは戦争直後でありました関係上、帳簿価額等は非常に低かつたと思ひますが、今回の物価指数等を勘案いたしまして、相当大幅に帳簿価額が増加せられる、こういうことは考えられるわけでございますが、その際その三割を越えるものにつきましては、三分の一ずつにつき六箇月、その次は十二箇月、その次は十八箇月というふう

に、三段階にわけられておるのでありますが、この理由は納税の便宜のためによられたことと存じますが、何か根拠がありますか。あるいは現在の指定工場の帳簿価額を上げますような点について、どのような方針が承りたい。

○平田政府委員 この規定は御指摘の通り今まで賠償指定施設はゼロとして、帳簿に記載してございまして、これが解除になりますと、つけかえをするわけでありまして、その際におきまして、従来の帳簿価額につけかえするた

めに、これに法人税を課税する、と申しますのは、この前、昔の帳簿価額からゼロにいたしました際に、それを税法の計算上損金に算入したわけでございますので、今回つけかえます場合に、おきましては、差額を益金に見る、そうするとそれに対して法人税がかかる。しかし法人税がかかることはや

り特別の利益があるわけではございませんので、無理であらうと思ひます。そのつけかえする差額が、普通の利益の三割を越える場合、と申しますのは、普通の税額に対してつけかえによる法人税額が多い場合は、やはり一べんに納めるのは無理でございますので、一定の期間に分割して納付を認めようという趣旨で、規定いたしておる次第でございます。三割がいいか、あるいは五割くらいでもいいか、そこはいろいろ問題がございますが、まず三割程度にしておきますれば、納税上もそう著しい困難を与えることはないかという趣旨で、利益の三割を越える金額というにいたしました次第でございます。

○三宅(則)委員 これはあとで資産再評価のときでけっこうだと思ひますが、ついでです。それからいつとおきまして、こういうものにつきましては、資産再評価というのを勘案しまして、計算の基礎をつくらうかどうかと思ひますが、その必要がないかどうか、その辺をひとつ簡単に御説明願いたい。

○平田政府委員 再評価はもちろんできることになっております。従前の帳簿価額を越えまして評価増しをする分が、今度再評価の問題になつて来る。つまり賠償指定施設に指定されまして、新旧勘定を併合しました際の帳簿

価格が、かりに一億円といたしますと、それが新旧勘定併合の際に、ゼロに切り落してあるわけでございます。それを今度はさらに帳簿のつけかえをする場合におきまして、従前の一億円につけかえるまでの分は、法人税の課税の対象になる。それから再評価は

もちろん適用になりますので、これはやはり従前の帳簿価格に対して、一定の倍率をかけたところまで再評価ができるわけでございます。それがかりに十倍といたしますと、十億円まで再評価ができる。そうしますと、この一億と十億との差額の九億円が再評価差額になりまして、この方が再評価の問題になつて来る。そういう関係に相なるわけでございます。法人税の問題と再評価の問題と、二段ございすことを御了承願ひたいと思ひます。

○三宅(則)委員 次は飛躍したことでございますが、航空機の揮発油に対しましては無税にしたい、こう私は思ふのであります。もちろん今日の航空機というものは、日本でやつておるわけではない。外国でやつておる。あります。二十七年四月一日から一箇年間延長ということでありまして、将来はこの航空機につきましても、日本の航空会社が日本の航空士と申しますか、機関士と言いますか、こういうものに切りかえられるべき線ができると思うのであります。そういう場合におきましても当分は揮発油に対しては免税、こういう意味合いでありまして、今のところは占領地下でありまして、当然の間免税という意味でありまして、政府は何か定まつた意見があるのかないのか、この際承りたい。

○平田政府委員 今外国の飛行機が日本に大分来ておりますが、この国際航空はガソリンを積みます際は、保税倉庫から引取ることができるとなつておりました。この方には日本のガソリン税は課税いたしております。か

りに日本の航空会社が国際航路を開きます場合に、先ほど私の質問と同様に、場合によりましてはこれは無税にしない部分もあるのじやないかと思ひますが、これは全面的に無税ということに考えております。何らか特別のものについては登録税をかける必要があるかどうか、これについて政府の御所信を承りたい。

○平田政府委員 これは御承知の通り、法務府の関係でございますが、あの関係におきまして、更生緊急保護法という法律がありまして、それに基きまして、いろいろな更生事業をやっております。そういうことを営むためにできました法人につきましては、これはどつちかと申しますと、租税力も

す。それと、航空機に使いますガソリン税がかつて来るということになりますと、どうも今の状態のもとにおきましては、負担がやや過重ではないかという点を考えまして、この際免税しようという考えであります。ただ一年に限りしたのには、やはり今後状況がどのようになつて来るか、そういう点もよく検討した上で、さらに延ばすか、いなかを見ることにしたい、こういう意味で一年に限ることにいたしておる次第でございます。今後はもうこういう特別措置はいらないだろうというところ、今のところ申し上げかねると思ひます。また当然延ばしてし

の性質から行きますとも、公益性の顕著なものでございますので、やはり登録税は課税しないでもいいのじやないか、こういう趣旨で、この規定を設けることにいたしました次第でございます。

○三宅(則)委員 次に旧外貨債処理法によりまする債利かえ済みの外貨債につきまして、相続税及び財産税等につきまして、課税価格を更正しなければならぬという場合があると思ひますが、これらにつきましての政府のお考えを、この際承つておきたいと考える次第であります。

○平田政府委員 これは御承知の通り、前国会でございまして、外貨債につきまして、戦時中一応内国債に借りかへましたものを、また元にもどしまして、内国債と引きかへまして、外貨債を生かす、こういう法律が成立いたしましたことは、御承知の通りでございます。もちろん財産税を課税いたしました際、あるいは最近まで相続税を課税いたしました際におきまして、外貨債と引きかへました内国債を持つていた場合が考えられるわけでございまして、そうなりますと、その内国債がまた再び外貨債に切りかへられまして、その切りかへられまして外貨債がどうなるか、今後のいろいろな関係でございまして、今後のいろいろな関係でございまして、一応前の内国債は御破算になりますので、それに応じまして、財産税なり相続税なりの課税を修正しようというのが、この趣旨でございます。

○三宅(則)委員 次に問題になりますのは、臨時物資供給調整法の廃止というところになりまして、酒類の配給等をやめる、こういうことを言われておるのであります。これは農業用には特別

ないいわゆる特配、こういうことをしてもらいたい、私も常々思つておるわけでありまして、同時に労働用、ことに生産用、必要なる重点的な工業等に從事いたします者につきましては、ある程度まで酒を特配してやるという規定を設けて、産業意欲を向上せしめる、これが必要であると思ひますが、政府といたしましては今どう考えられておられますか。私はそういう特別な者に対しては特配酒をやる必要があると思ひますが、主税局長はどう考えておられますか、この際承りたいと思ひます。

○平田政府委員 この法律の改正は、御指摘の通り、今回物調法が廃止になりますので、加算税を免除しました安酒を、一定の用途の場合に供給し得るという、根拠規定を設けようというのが、今回の改正の趣旨でございます。それからばどういふものに安酒を供給するかという問題でございまして、これは先般も申し上げました通り、まず食糧の増産と供出の奨励、これは第一義的に考えてみたい。この方は相当量特配することにしたい。その他の場合におきましては、御承知の通り、非常災害等がありました場合におきまして、緊急の復旧事業に従事するようなたちに対する特別配給、これもやはり今後ある程度残す必要があるのではないかと考えております。一般の工場、鉱山等の労働者に対する配給をどうするか、これはいろいろ問題がございまして、この点につきましては、率直に申し上げまして、今の段階まで参りますと、どうもその必要性和申しますか、緊急性がそれほど強くないのではないかとこのうに考えら

れるのでありまして、この方は原則として、廃止する方向にもつて行きたい。ただやはり一部炭鉱の坑内夫と申しますか、あるいは金属鉱山の穴の中に入つて働くような人々、こういう人々の場合は、いかにも労働の性質が酒類を必要とするような事情もございしますので、そういう面につきまして若干残すか残さないか、なお検討中でございまして、一般の工場、鉱山への配給は、原則として、もうやめたらい時期ではないかというふうに考えておる次第でございます。

○三宅(則)委員 右に關連いたしましたし、お伺いするわけでありますが、從來各官庁、特に税務署にあつたわけでありまして、酒の密造の防止のために酒を特配いたしてやりまして、協力いたしました警察官吏あるいはその他の官庁の方に、礼の意味においてあるまう、こういう趣旨があつたわけでありまして、前国会におきまして、しばしばここで発言いたし、幸いに大蔵大臣、主税局長がこれを認められまして、いわゆる二十七年の三月末日までこれを延長せられた、かように考えておるのでありますが、私は、密造とからみ合せて申し上げることはどうかと思ひますが、わかりやすいために申し上げるわけでありまして、やはりある程度の数量は、そういうような密造対策もしくは各官庁との連絡機関というものと、重労働者あるいは今お話をになりましたような重点産業の労働者等につきまして、これはなお幾らか残した方が、人間の心の緩和上にも必要ではないかと思ひますが、もう一べん各官庁用の特配ということにつきま

しては、将来これを延長せられる御勇気と御熱意を持つておられるかどうか、これをひとつ承りたい。

○平田政府委員 いわゆる官庁用は、もうすでにやめておりますし、これは今後ともやめるべきと思ひます。ただ御指摘のように酒類密造関係については、これは非常に特別な事情がございしますので、その辺につきましては、幣害のない限度におきまして、考えてみたいと思つておりますが、普通一般の官庁等に対しましては、普通一般のこれは一時認めておりましたが、この方は復活する考えはございません。それからその他の工場、鉱山につきましては、私先ほど申し上げました通りでございます。あまりこの際認める必要はないのではないかと思ひますが、御指摘のような、特別な労働で、酒類を非常に必要とするような面につきまして、若干残すかどうかということにつきましては、なお検討してみたいと思ひます。

○三宅(則)委員 たくさんあります。宮原君があとひかえておりますので、もう一点で、宮原君のあとでまた質問します。国税徴収法の改正によりまして、納税者のうちにおきましては、事業の性質もしくは状況等によりまして、多少延期する場合があるわけでありまして、そういうような酌量すべき事情がある者につきましては、今回の改正におきまして、利子税の免除をする、こういうことをいわれておるわけでございますが、中には税務署等のできまらぬという、もしくは遅く更正決定して来たというような場合におきまして、被害をこうむるのは納税者であります。こういうような場合

もあるわけでございますから、なるべく情状酌量と申しますような点は、事情をよく調査せられて、あまり苛酷にならぬようにひとつやつていただきたいて、かように私は思つております。また、主税局長はどういうふうな現段階において考えておりますか。納税者の心理を理解いたしまして、なるべく納得の行く納税、了解の行く納税、こういう線を堅持することこそ、われわれの責務であると考えておりますが、主税局長の御意見を承りたい。

○平田政府委員 今回利子税の減免をなし得るよう改正いたしましたのは、現在の国税徴収法の第七條と、それから第十二條の二の關係におきまして認めようとするのでございます。すなわち第七條におきましては、一定の条件が備わつた場合におきましては、一年間を限りまして徴収を猶予する、猶予した者につきましては分割納付を認める、こういう趣旨の規定を、昨年の改正で設けたのでございますが、その中に約五つの場合がございまして、第一の場合は、納税者がその資産につき災害を受けたまたは盗難にかつたとき、それから、納税者またはその同居の親族が病氣になつたとき、それから第三番目は、その事業を廃止または休止したとき、四番目は、事業につきまして甚大な損失をこうむつたとき、さらに第五番目は、その他右に申しましたような事由に類する事由があるとき、こういう五つの場合には、徴収の猶予ができるのであります。このうち最初の二つは、どうも本人の責に帰すべからざる事由でございまして、昨年の改正の際も、利子税を減免し得ることにしたのであります。たとえば事業で

損失を受けたときという場合には、おきましては、これは本人の責に帰すべきで、そのときは利子税の減免をしない規定を設けていなかったものであります。これはやはりその後の実情に顧みずと、やむを得ない事情が認められる場合は、そういう場合も減免した方がよろしいだろう、こういう趣旨で、今回改正をいたした次第でございます。それから第十二条の二におきましては、滞納処分執行によつて、滞納者の事業の継続を著しく阻害するおそれがあり、かつその執行の猶予がただちにその執行をなす場合に比し、その滞納にかかわる国税及び滞納処分費の徴収上有利なりと認めるときには、二年以内を限りまして滞納処分執行を猶予し得ることにおつております。

この場合におきましても、利子税は減免いたしていただけないのでございますが、やはりやむを得ない事情があると認められる場合におきましては、減免し得るようになしたい。この二点が今回利子税を免納し得る場合として広げよう、こういう趣旨でございます。

（佐久間委員長代理退席、委員長着席）

○宮原委員 国有財産特別措置法案に關連しまして、主として管財局長にお尋ねしたいのですが、主務局長がちょうどいらつしやるから、その方をさきに關連してお尋ねしておきたいと思ひます。それは第九條の場合に、先づ機械、器具と国有財産の交換の際に、差額が生ずるのであります。その差額によりまして、譲渡を受けた業者の側におきまして、交換に提供しました財産譲渡によつて取得した財産、その間に評価の差が生じて来ることは当然で、

わすかながらも絶えずあることと思ひます。その際に評価の差益、差損につきましても課税、この課税の対象としての取扱ひは、やはり普通の評価の益があつたものとして、資産増加として課税の対象になるものであるか、この法案の精神から申しますと、そんなものはまあ大目に見ていただきたいというようにも考へるのであります。まず主務局長のその問題に対する御意見を伺つておきたいと思ひます。

○平田政府委員 今の關係を私まだよく研究いたしておりませんので、的確なお答えは、よく研究いたしました上でお答えしたいと存しますが、差額がある場合に、その差額を取引者が金銭で支払う場合におきましては、これは別段問題はなからうと思ひます。問題は、前持つていた資産が、時価に比較しまして非常に低い帳簿価額であり、それを処分して交換した場合におきましては、新しい帳簿価額がどのようになりましか、それ自体によりましては、あるいは課税問題が出て来る、あとの償却の問題も出て来るかと思ひます。そういう点、内容をもう少しよく研究しました上でお答えしたいと思ひます。

○宮原委員 国有財産特別措置法案に關連しまして、主として管財局長にお尋ねしたいのですが、主務局長がちょうどいらつしやるから、その方をさきに關連してお尋ねしておきたいと思ひます。それは第九條の場合に、先づ機械、器具と国有財産の交換の際に、差額が生ずるのであります。その差額によりまして、譲渡を受けた業者の側におきまして、交換に提供しました財産譲渡によつて取得した財産、その間に評価の差が生じて来ることは当然で、

うにも考へるのであります。これに對してお答えを願ひたいと思ひます。

○内田（常）政府委員 新憲法が施行された直後に、御承知のように地方自治法が施行されたのであります。その新しい地方自治法が施行される前までは、都道府県は国の機関であつたのであります。従つてたとえ知事は、都道府県の首長であると同時に、国の行政機関として官舎に入つておつたわけでありまして、従つてそれが地方自治法によりまして、国の官吏でなく、公団団体たる都道府県の首長だけの姿にもどつておるわけでありまして、その際同じ知事が国の財産を使つておる場合には、従来無償で貸付けしておつたのであります。この法律で無償譲与ということになるのであります。市町村につきましても、地方自治法施行の前におきましても、国の官吏としての地位を持つておらなかつた、従つてかりに市長が公舎に入つておつたといつても、それは国の財産ではなかつたわけでありまして、都道府県と同じような問題は、現実の問題としても起きないわけであり

○宮原委員 第九條についてお尋ねしたいのでありますが、第九條は老朽機械器具と国有財産との交換の規定をいたしておるわけでありまして、この交換の機能は大臣にあるわけでありまして、その機能と、法律的に取扱いにかんよつては非常に利害關係が相反するような事態が起る危険がある。といふことは旧軍港市振換法の第四條第二項及び第五條との關係であります。旧軍港市振換法においては、政府は国有財産の處理に際しまして、旧軍港市

振換計画の実現に寄与するように有効適切に處理しなければならぬといふ強い義務を負つております。第五條は譲与の規定であります。同じく義務を負つてゐる。それで旧軍港市に存在いたします国有旧軍用財産、機械器具が多数あることは申すまでもありませんが、この機械器具の処置を全国的の企業合理化という冷靜な立場から處理せられますと、現にあるいは一時使用申請中の機械器具類が全国的に分散をして参ることになりまして、旧軍港市振換事業の遂行上、まことに甚大なる打撃を地元が受ける危険があるのであります。これは運用の問題であつて、法律上別にこの規定が違法であるという意味ではありませんが、それは別に考へるのであります。その關係係上お伺ひしておきたいことは、旧軍港市振換法の四條第二項の規定及び五條等の規定は、この法案の第九條の規定に對しまして優先的の規定であると思ふのであります。この見解に對してその政府のお立場を伺つておきたいと思ひます。

○内田（常）政府委員 お尋ねの通り、旧軍港市振換法は、旧軍港市を平和産業、港灣都市に振換させるために、その他の關係機關が、極力協力するといふ趣旨の法律でございますから、今回国有財産特別措置法が制定せられまして、お尋ねのごとく第九條によりまして、国内一般の中小企業者に対し、その保有する旧式機械と國の機械を交換するよう行政措置を講ずるにあたりました。十分旧軍港市の平和産業都市への振換が達成し得るよう、その点は配慮いたさなければならぬと考へております。旧軍港市とい

しましても、十分その目的が達せられ、また特別措置法第九條の交換關係も、旧軍港市の利益を害することなく、円滑に行ひ得るよう、適切に配慮して参るつもりでございます。

○宮原委員 ただいまの御答弁によりまして、この旧軍用財産たる機械及び器具中、旧軍港市振換法に基き、旧軍港市振換事業に供すべきものにつきましても、旧軍港市の申請を優先的に取扱われるものであるということを確認いたしました。存するのであります。

次いでお伺ひしたいのは、この第一項、第四項等に政令で定める事業者といふことと、それから必要事項といふことがあります。この政令で定める事業者といふ、必要事項といふものの内容の概略を御説明願ひたい。

○内田（常）政府委員 法律には中小企業者といふ言葉はないのであります。御承知のように政令で定める事業者とあるのであります。その政令の定め方につきましては、まず第一に中小企業を営む事業者といふような内容を持つよう政令で定めるつもりでございます。しかしてこの中小企業者につきましても、第一は重要産業の關連産業、第二は輸出製品を製造する産業、第三は生活必需品等の生産に關係ある事業、こういうような内容を持たせまして事業の範圍を規定するつもりで、大体今考へております。それから交換につきましても政令で定めます事項は、九條の規定は至つて簡単でございます。交換の具體的のやり方、差金の納め方、あるいは手続的の細目をこの政令で定めるように考へております。

○宮原委員 第九條についてお尋ねしたいのでありますが、第九條は老朽機械器具と国有財産との交換の規定をいたしておるわけでありまして、この交換の機能は大臣にあるわけでありまして、その機能と、法律的に取扱いにかんよつては非常に利害關係が相反するような事態が起る危険がある。といふことは旧軍港市振換法の第四條第二項及び第五條との關係であります。旧軍港市振換法においては、政府は国有財産の處理に際しまして、旧軍港市

○内田（常）政府委員 お尋ねの通り、旧軍港市振換法は、旧軍港市を平和産業、港灣都市に振換させるために、その他の關係機關が、極力協力するといふ趣旨の法律でございますから、今回国有財産特別措置法が制定せられまして、お尋ねのごとく第九條によりまして、国内一般の中小企業者に対し、その保有する旧式機械と國の機械を交換するよう行政措置を講ずるにあたりました。十分旧軍港市の平和産業都市への振換が達成し得るよう、その点は配慮いたさなければならぬと考へております。旧軍港市とい

○宮原委員 第九條についてお尋ねしたいのでありますが、第九條は老朽機械器具と国有財産との交換の規定をいたしておるわけでありまして、この交換の機能は大臣にあるわけでありまして、その機能と、法律的に取扱いにかんよつては非常に利害關係が相反するような事態が起る危険がある。といふことは旧軍港市振換法の第四條第二項及び第五條との關係であります。旧軍港市振換法においては、政府は国有財産の處理に際しまして、旧軍港市

○宮原委員 第九条第二項の差額を金

銭で補足しなければならぬという規定であります。おおよそ交換の際に大体同種類の機械器具の交換ということになるのであると思うのであります。この法案の目的にかんがみましますと、この差額の補正ということを経務づけ、その交換のたびにいくつかな差金のために繁文縟礼になることも起るので、むしろこの規定のごときは削除した方がよいような感じもいたさないでもありませんが、なお研究の余地はあると思うのであります。いずれにせよ、どうしてもこの差額を補正しなければならぬものでもなからうと思つてあります。何かこの規定を置いたらよろしい事情が特にあるとすれば、その辺の事情を承つておきたいと思つてあります。

○内田(常)政府委員 先般宮原さんの

御質問に対してお答えいたしましたように、国有財産特別措置法案は、従来の国有財産法がみずから国の財政法の一環をなす財務法規としてのみできておつたものを、今回は財務法規であると同時に、政策法規あるいは経済法規としての性格を持たせる。こういう趣旨で立案いたしました。従いましめてこの九条の機械器具等の交換も単に国の財務としてだけ処理するならば、国は賠償指定を解除せられた機械等を時価で中小企業に対して売却しさえすれば済む、あるいは貸付けさえすれば済むのであります。大蔵省としては、現行中小企業の政策全体を考えたが、たの老朽機械を賠償指定解除によつて何万台か自由になるところの優秀な機械と置きかえる、リブレースす

る、これによつて中小企業の製品等を画一の規格のそつたものにいたしました。輸出等の場合におきましてもその成績をあげて参る。こういう見地から非常に思い切つた考えで交換の制度をとつております。従つてその考えを押し進めて参りますと、中小企業者の持つておる老朽機械を国が引取つて、政府の持つておる優秀機械をそのまま交換して、差金を決済しないので与えるということまで考え得ないことはないのであります。しかしどこまで参りましても、やはり国有財産に関する特別措置法でありまして、財務法規である立場を全然忘れるわけにも参りませんので、たとえば中小企業者が六尺の旋盤を提供して、国家が八尺の旋盤を交換として与えた場合には、機械の重量も違ひますし、様式、精度等も違ひわけ、これを全然差金決済なしで済ますというところは、財政法等の關係からしましてもそこまでは少し行過ぎにもなりましようし、また甲乙丙の業者を比べました場合に、ある者は非常に低劣な機械を出して国の優秀な機械を交換で受取る。他の者は比較的よい機械を出して、それよりも若干よい国の機械を受取るというようないことが行われます場合に、両者の間、甲乙の間に不公平が行われる。こういうようなことにもなりましようので、やはりこの規定のように差金決済がありましようが、国の財務法規としても適當でありましようし、また社会的公平の見地からも適當ではないか。かように考えましよう。第二項の規定を残してございませう。もつともこの差金決済のとり方に、経済法規の面をこの法律に持たし

ておる点を十分考えまして、評価等にあたりましては無理のない評価をいたしまして、差金をとるにいたしまして中小企業者が耐えられないような苛徴請求な差金を無理にとるといふようなことのないように処理して参るつもりでございます。

○宮原委員 現実にこの交換を実行する場合に、ただいまの局長の方針の通りには、末端ではなか／＼参らないのであつて、ただいま苛徴請求というお言葉がありました。これが請求に終つたに実現するように、交換というやつか的美學がその精神を失ふことのないことを祈る気持で、なお検討いたさなければならぬ問題だらうと思つてあります。續いて第十條の第一項の中に、「適當と認める者に管理を委託することができ」といふ、その適當と認める者というのはいかなる者を想定せられておるのであるか。もし具體的に御返事がいただければいたしたい。

○内田(常)政府委員 この管理委託の

規定であります。これは両面ございまして、国といたしまして今ただちに賠償指定を解除せられた国有財産をばらしてしまふことが、將來の点から適當でないというものを、相手方に管理費用の負担をさせまして管理するということ、管理費用の負担の問題が一つ起ります。と同時に、他面管理をいたさせますものは、ただこの管理費用だけを負担して、国のために管理するということも實際問題として不可能でありますから、やはりこの管理の受託をしながらその財産について一応使用収益することが可能な状態にあるものを選ぶことが實際的になつて参る

と思ひます。そういったしますと、通常の場合にはやはりこのある種の事業を営む事業者というものが、適當と認むるものの中に第一に該當して参ると思ひますが、例外的には事業者のみでなしに、公共団体等が適當と認めるものとして考慮せられることもあり得ると思ひます。

なお具體的に私が想定いたしてありますところを申し上げますと、たとえば旧陸海軍等の火薬の製造施設等がございまして、これは御承知のように、この施設そのもののつくり方が、非常に特殊なつくり方をしております。地域全体が幾つかの土のへいで仕切られておる。建物はみなその中にはちの葉のように一つずつ離れ／＼につくられておつて、かつまたおおむね窓が北向きになつておる。その中に火薬製造のための特殊な機械が置かれておる、こういう仕組みになつておるのであります。今これらのものをばらしてしました建物をくずして、平らにいたしました。なか／＼急には適當な利用方法もない。しかし今後この火薬の製造設備等も工業用あるいは治安の維持上そのまゝの姿にしておく方がよい場所もあり得るのであります。さうな場合には、工業用の火薬の製造をするものをして全体の管理を行わせる。その一部については工業用火薬の製造のために使用収益させる、こういうようなことに相ならうかと思ひます。また旧海軍工廠に属する造船施設等につきましても、今ただちにそれらの機械等をばらしますよりも、全体として管理委託をさせながら、一部の船舶の修理等をさせながら、適當の場合もあるかと存ぜられます。さうな場合には、造

船業者あるいは船舶の修理業者に管理を委託する、かようなことに相なることを存じます。また公共団体等に管理委託をさせる方が適當のものもあらうかと思ひます。

○宮原委員 委託管理に關連して伺いたいのですが、ただいま工廠等の御言明がありましたが、この工廠の大規模な施設で、たとえば代金の延納といういろ／＼の特約をしても、なか／＼一括譲渡ということが困難なような事業も多々あるものであります。さういふ場合に、政府としては、出資と申しましか、現物出資的な構想で、その財産を処理しようという気はなかつたのですか、あつたのですか。その辺のところについてお考えを伺いたい。

○内田(常)政府委員 国有財産は、申すまでもなく非常に膨大なものであります。平和条約の発効に伴ひまして賠償指定の解除の問題、あるいは占領軍の管理財産が解放せられる、こういう時代を迎えますと、これらの財産を国の役人が自分で管理して参るといふことをいつまでも続けまうことは、非常に管理費用を必要としますし、また管理その他の關係職員を多く要することになりますので、必ずしも適當な方法ではないと思ひます。そこで当初、実は私もこれらを国の管理からはずしますために、工廠等を一括して財团的に処理した方が適當といたしますものにつぎましては、現物出資によりまして、会社の設立あるいは既存会社の増資というようにも考えてはみましたが、これは二つの点で適當でないことがわかりましたので、今回の特別措置法案からは一応落してございませう。その一つは、国が現物出資をいた

しましても、今日国の出資分だけに対して、特に一般の民間株主より劣つた待遇を認めさせる、たとえば配当につきましても、これを劣後株にするとか、あるいは残余財産の分配等につきましても、これを劣後的な取扱いをするとしようなどとは、今日の時代思潮から必ずしも適當でないということが第一点でありますと同時に、また現内閣の経済政策をいたしまして、国の事業に対して出資をいたしまして、これらの企業に株主権等を通じて関与するということは、自由経済政策の面から必ずしも適當ではない、こういう点がござります。もつとも旧軍工廠等につきましては、全面的に将来にわたつて国の現物出資をしないということをお私に申しておるのではないのでありまして、特殊のものにつきましては、国有財産の特別措置法とは別個に特別法案を立案いたしまして、必要な際におきましては、現物出資あるいは特殊会社等の設立等に関する特別法案として御審議をお願いする方が適當であらう、かように考えまして、当初の考えを落しまして、この措置法には現物出資の問題を削つてござります。

○宮原委員 将来問題が残る重大事項とは思いますが、これに関連しまして委託管理というものを活用して行く暫定措置という気持も一部加味して、そして大規模な施設で一括譲渡が困難であるというふうなものに対して、この十条を円滑に適用し運営して行くというお考えはないのであります。火薬廠が例に出ましたが、火薬廠のごとき、これはどうにも始末のつかない極端な特殊な財産でありますから、かかるもののためにのみ第十條が起草され

たものかどうか。これを現実に対応して臨機応変に運営して行くということが適當である場合が多々想定できるように思ふのであります。これについてのお考えを伺つておきたいと思ひます。

○内田(常)政府委員 お答え申し上げます。単に事業者の資金繰りを助けるとか、事業者が今ただちに買い受けることは危険があるというふうなことがありまして、業者の便宜のためにこの管理委託の制度を適用することは適當でないと思ひまして、これはあくまでも国として今ただちにばらばらに処分することが適當と考へない場合であつて、かつまた業者といたしましては、全部を運営する社会経済情勢に至つていない、こういう特殊のものにつきまして、この管理委託の制度を制限的に運用した方が適當であらう、かように考へております。

○宮原委員 どうもまだ問題が残るようでありまして、便宜上第十一條に移つてお伺ひいたします。第十一條第一項第一号中の、政令で定める重要産業に属する事業を営むその事業の内容について、御想定になつておることを御説明願ひたい。

○内田(常)政府委員 年賦延納の問題であります。一般的には最長五年の年賦延納を認める。但し相手が公共団体あるいは学校法人、あるいは社会福祉法人等の場合並びに今お尋ねの政令で定める重要産業を営む場合には十年まで延ばす、こういう仕組みであります。その場合の政令で定める重要産業の範囲につきましては、まだ最終的に私も想定はいたしておりませんが、先般来本国会に提案中の企業合理

化促進法等における重要産業の範囲、あるいは租税特別措置法における重要産業免税の規定にありまふところの重要産業の範囲、あるいはさような例をも参照いたしまして、それらと均衡ある適正である範囲におきまして、これらの重要産業の範囲を選定して参りたいと思ひております。

○宮原委員 希望としては、この法案の目的にかんがみまして、重要産業の範囲を比較的広くおとり願ひたいという希望を自然にいだいて来るわけでありまふ。

次にこの法案全体について、譲渡または貸付という場合が現実に発生して来るわけでありまして、その譲渡、貸付の場合において、この法案の趣旨に照し、現に一時使用中のもの、または申請中のもの、かかるものに対しましては、特に公入札とか、指名入札というふうな方法でなく、隨意契約的に処理をなさるといふ建前になつてゐるのでありまふかどうか、その辺をちよつとお伺ひいたします。

○内田(常)政府委員 お答え申し上げます。この法律の対象になつておりますものは、大体が公共団体あるいは特殊の法人、すなわち学校法人あるいは社会福祉事業法人ないしは重要産業等を対象としたものであります。競争入札で、これらにつきましては競争入札でなしに、隨意契約で処理することを前提として考へております。またそれらにつきましては、すでに会計法あるいは会計法臨時特例等によりまして、隨意契約を認められておるものが大部分でありますから、御質問の通りに処理し得るものと思ひております。

○宮原委員 この法案はなか／＼関係するところ何百億とかいふ評価額の資産を扱うのでありますが、この重要法案に對しまして、取扱い方が民主的に運営せられることが、政府においてももちろんわれ／＼もその点は共通の念願であらうと思ひます。ところがこの法案にはその民主的な規定を、発見するのに苦しむのであります。たとえば民間の学識経験者等の適當な者をもつて、この審議會——他の法律等にある審議会的な性格のものをもつて、あるいは諮問機關的に取扱つて、そして万全を期せられるというものが、最も必要じやないかと私は考へるのであります。この点についてその法案を起草される上には、相當考慮を払われたことと思ひますが、何ゆゑかこれに規定されておられません。その辺についての経過で、さしつかえないことならばお述べいただきたいし、またこの審議會を設置しなくてもやつて行けるというふうな御所信でもあれば、その辺のところを伺つておきたいのであります。

○内田(常)政府委員 御質問のような御趣旨もあらうかと存じます。でき得るならば国有財産処理審議會というふうなものをこの法律をもちまして設置いたしまして、この法律における政令の制定あるいは交換の方式、管理委託の対象の選択というふうなことにつきましては民主的な運営をする、また有識者の意見を聞くということが望ましい点もあるものであります。大体がこの国有財産特別措置法にいたしましては免れないのであります。これらの財務法規につきましては、御承知のように詳細な財政法以下の規定もありまして、それらの規定に支配される部分も多い。この法律ができまふまでは非常に政策的な考慮をいたしておりますけれども、出たあたりはもつぱら會計的、技術的、事務的に進められる面が多いわけでありまして、必ずしも委員会がなければ運用の万全が期せられない、かような趣旨にも考へられまふ。もちろんこれが運用にあたりましては、財産そのものは大蔵省の所管する国有財産でありまふけれども、大蔵省といつたしましては、通産省なり農林省なり、あるいは厚生省、文部省等の關係官庁とは、十分に打合せを遂げた上運営いたす考へであります。民間の中小企業団体等の意向を、実質的に反映いたして運用いたして参れば、それでおおむねこの法案の運用も円滑に行くものと思ひております。

○宮原委員 大分経験と体験の開きがあるかもしれませんが、従来同種類の法律の適用に際しまして、とかくこの実情に遊離をしがちな取扱ひがなされるので、われ／＼もたえず政府に對しまして御要望を続けなければならぬという事例に直面しつゝ、今日に及んでおるところであります。ただいまの御説は一応は了承いたしますけれども、なおわれ／＼としては再考せざるを得ない感に打たれるのであります。たとえば旧軍港市の転換法のごときは、国有財産法に對して特別法の立場にある。このたびのこの特別措置法も同様な立場にあり、左右に特別法の兩翼をなしておるような關係のように思ふのであります。適用の場合には、ずいぶん共通の事例に當面することと思ひます。旧軍港市の事例な

どは、まことにこの法案の適用の先例にもなることと思ひます。たとえば旧軍港市の転換法の第四條、第五條關係なんかも、この解釈適用について、譲与の対象という事になりますと、大蔵省の解釈というものは、とかく財産管理という事が重大であります。で、無理もないこととも一面同情はするものの、非常に狭義に、またきゅうくつに、法の趣旨をまるで了解をせられていないのではないかと、いろいろな感じをもつて処理せられる場合があるように思ふのであります。たとえばその旧軍港転換法の第四條、第五條の適用の場合に、公用、公共用、こういうような區別は第五條の規定にも何ら示されてないのかかわらず、第五條の譲与の対象には公共用に限るといふような扱いにとくなくがちであります。はつきり觀念的にはそういう區別はなされてないのではありませんが、たとえばこの市庁舎というやうなものを対象にして譲与の申請をした場合に、その市庁舎のごときは一般民衆は利用しないのだからというやうな理由もつて、譲与の対象にならなかつたといふやうな場面が實際生ずるのであります。また上水道にこういう例があるのではありません。旧軍港市の上水道は遠距離の方から給水してゐるのでありますから、取入口は何十キロも離れた地域にあるわけでありまして、その場合に、取入口の付近の地元の市町村は、從來その軍用水道については何らの關係も縁故もなかつたにかかわらず、譲与申請を出す。早く言えば、じやまをするといふやうな意図があるかと誤解を受けるやうな行動をとる。その場合に、その譲与申請は、組上に載せてみます

れば、元來水道の水源地域なるものは、水道施設の一部なんです。一部に対して譲与申請をする。そうすると、その水道施設全体が旧軍港市の譲与の対象になることは、明文に明らかなんです。それにもかかわらず、大蔵省の出先機関がまことに責任回避的態度をとつて、そうして一応その譲与申請を受理して、競願の形にして混乱をさせるといふやうな実例があるのかとよく聞いておるのであります。その場合に、その措置は徹底的に責任回避的であつて、その競願になつた場合に、その競願の措置をみずから責任において処理しないで、市町村の關係であるからといふやうなものであります。果してその調停を依頼したといふ。まことにこの上水道の問題は、旧軍港市の立場から言へば生命線である。それにもかかわらず、そういう競願にして混乱に陥れるといふやうな事例もあるのではありません。こういうやうな事例や、その他旧軍用財産の使用の問題も、大体において旧軍港市転換法の規定といふものは軍用財産の処理といふことであつて、処理の内容には、単に国有財産の処分だけであつて、管理も含まれておるのであります。従つてこの使用といふのは旧軍港市転換法の対象になつてゐるにもかかわらず、この使用といふものに対しては大臣委任事項として専決せられていて、せつかくできております。ところの財産処理審議会の審議事項になつていないといふやうなのが、現在の取扱ひの慣例になつてゐる。またこの使用については使用料を徴収せられておりますが、この使用料に對しまして、市の側におきましては使用者税をかけておる。こういうやうな問題も、

旧軍港市の問題の取扱ひの場合に、法の精神に適合せざる取扱ひになるのを協同して予防するのにお互いになつてに苦勞をするといふことが起るのであります。それから転換工場の土地、建物、機械類等の使用の申請をいたしましても、法規はなるほど整備してありますけれども、なか／＼實際において取扱いが迅速に参らないために、業者が非常に困窮してゐるという実例も多々あるのではありません。こういうやうなことを考へて参りますと、このたびの立法が重大であるだけに、今の審議会の制度といひ、この法案の整備について政府としては十分にお考へになつて、そうしてこの法案を完璧なものとして御処理相なるように希望をいたしたいのであります。例にあげました事項につきまして、これは例としてはあげましたけれども、この法案との關係も、将来は取扱ひの上の先例ともなり、まことに重要な關係を持つことと思ふのであります。御所見のあるところを一応お伺ひして、この法案の審議の参考にしたと思ふのであります。

○内田(常)政府委員 宮原委員のいろいろの御希望なり、だん／＼の御注意、感銘をいたしました。ただ旧軍港市転換法には、旧軍港市国有財産処理審議会が設けられておまして、この審議会につきまして調査審議をいたしておりますが、元來旧軍港市転換法という法律がきつめて簡単な法律でありまして、審議会の調査審議なくしては、どうして運用の全きを得ることができないやうな形になつてゐるのでありますけれども、今回提案いたしております国有財産特別措置法は、比較的こまかな規定を設けており、なお足りないところは政令でこの点を補う、こういう仕組みになつております。政令の規定もないところの旧軍港市転換法とは、この問題を異にした点もありませんので、別段審議会がなくとも、正確な運営がある程度までなし得られるところもあると存じます。もつとも宮原議員等からいろいろの御注意を受けておりますところの旧軍港市転換法における処理の体驗なり、民間の御意見等をも十分肝に銘じまして、それらに對して得ましたところのよい取扱いを、この特別措置法の運用においても大蔵省としては生かして参る心組んでおります。その点は政府を何とぞ御信頼をお願いしたいと存じております。

○宮原委員 終りに一点伺ひたいのですが、ただいまの国有財産の機械類に至るまで、一時使用の申請を、賠償指定財産施設等に対していたしておりました。あるいは五相會議をパスしたものであり、おらぬものもあり、いろいろあるのではありません。この問題の処理は非常に利害關係者が影響を受ける。業者としては数箇月といひますか、数年にわたつてこの申請を續けておる。實際においては、もう許可がいただける場合を想定して予断をするといふところまで行かないでも、その場合を想定して、人件費もかけ、ある程度の施設もして、そうして許可の一日も早くからんことを待望してゐる。ところが今度のは独立になりますと、その一時使用という制度が、こゝでまず一応廢棄されるわけでありまして、従ひまして一時使用の許可もいただかないうちに、今度は譲渡の問題が起つて来るわけですから、これは各地方における単に産業の振興發展というだけにとどまらず、その地方団体の死活にも影響を持つやうな問題になつて来るのであります。この一時使用の申請者に対して、将来譲渡される場合にどういふ段階で優先的な取扱ひをわれ／＼は期待する。たとえば五相會議にパスしたところを線を引きとか、現に独立の期日は前もつてわからぬのですから、これまで間に申請書が出て御処理中のものであるとか、どこかに線を引いて、そうしてその取扱ひは優先取扱ひをしていただけたらというやうな親心をお待ちいただくと、当然のやうに思ふのであります。これに對する管財局長の御好意ある御答弁を伺つておきたいのであります。

○内田(常)政府委員 氣持よくいたしましては、宮原議員から御希望のやうに、現在一時使用を申請しておりますものを優先して、その方に売却の手続を進めるやうにいたしたいと考えております。ただ独立が達成せられまして、同時に賠償指定も解除せられたあつたにござりますれば、できるだけこれらの国有財産は売却の方向に進めまして、今後多数の官吏が多数の國費を投じて貸付け、管理をしておる、こういう状態から脱しまして、官吏の数も減らし、また管理業務にかかる國費も節約したいと考えております。そこで從來賠償指定になつておる場合においては、一時使用といふ比較的安全な使用料で機械等を手できた業者も、賠償指定の解除後は、安金ではなか／＼借りられない、買わなければならぬといふやうなことになる、事業計画に狂ひを生ずる、こういうことであるいは計画を破棄し、辭退される

場合も出て来るのじやないかと存じますが、その辺は調整をいたしながら一時使用の申請者において買取り希望を継続されるという場合におきましては、最初に申しましたように、できるだけ優先的にはからうようにいたしたいと思つております。

○宮原委員 最後に希望を申し上げまして、私の質問を一応けりをつけたいと思ひます。このたびの行政協定によりまして、政府に設置せられました予備作業班に対する要望であります。これは全国的の問題であります。まことに重要な問題であります。なかつく最も作業班の対象にされております地域は、たとえば旧軍港市のごときはその尤なるものであります。この対象になつております地域が、従来連合軍にしても、米軍にしても、施設の使用の仕方が、無償であるせいとは申しませんが、まことに大まかな使用の仕方である。ことに連合軍においてしかりと思ひます。まことにむだ使いをして、返還をしないで、歴大な区域を、しかもあまり利用しないで接収しているというのが、今日までの公然の秘密でもないところであります。これに對しましてこのたびの作業班は、大蔵省管財局から作業班に對しての協力をするために、担当官が御関与になつておると伺つておるのであります。ぜひこの作業にあたりましては、もちろん米軍、国連軍に協力するといふ線は、国民として当然考へなければならぬところであります。それと同時に、地元の産業の育成と申しますか、地元の繁榮と申しますか、そういう点からこの法案の目的とせられておるような趣旨と共通するところであり

ますので、一種の外交的勇氣と自信を持つて、米軍、連合軍及び地元、わが日本全体の共存共榮の線を力強く出していただきたいと思ふのであります。いささか蛇足のようではあります。これは強い全国の要望であります。この際これに對して御所信をお伺いして、私の質問を一応打ち切りたいと思ひます。

○内田(常)政府委員 私といたしましては、ただいまの宮原議員の御意見とまつたく同意見でございます。作業班に参加いたしております私の部下に對しては、同様の考へをもつてさしずをいたしております。御信頼を願ひたいと存じます。

○佐藤委員長 本日はこれをもつて散会いたします。

午後五時二十七分散会